
第1回 日吉津村議会定例会会議録（第2日）

平成 28 年 3 月 4 日（金曜日）

議事日程（第2号）

平成 28 年 3 月 4 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 議案第 8 号 日吉津村いじめ問題調査委員会設置条例について
- 日程第 2 議案第 9 号 日吉津村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 3 議案第 10 号 日吉津村防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 11 号 日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 12 号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 13 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 14 号 日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 15 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 16 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 9 回）について
- 日程第 10 議案第 17 号 平成 27 年鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 11 議案第 18 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 12 議案第 19 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 回）について
- 日程第 13 議案第 20 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 14 議案第 21 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 22 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について

て

- 日程第 16 議案第 23 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 17 議案第 24 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について
- 日程第 18 議案第 25 号 鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約に関する協議について
- 日程第 19 議案第 26 号 鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 8 号 日吉津村いじめ問題調査委員会設置条例について
- 日程第 2 議案第 9 号 日吉津村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 3 議案第 10 号 日吉津村防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 11 号 日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 12 号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 13 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 14 号 日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 15 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 16 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 9 回）について
- 日程第 10 議案第 17 号 平成 27 年鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 11 議案第 18 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 12 議案第 19 号 平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 回）について
- 日程第 13 議案第 20 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について

- 日程第 14 議案第 21 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算
について
- 日程第 15 議案第 22 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 16 議案第 23 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 17 議案第 24 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について
- 日程第 18 議案第 25 号 鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約に関する協議について
- 日程第 19 議案第 26 号 鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約
を変更する協議について

出席議員（10 名）

1 番 河 中 博 子	2 番 景 山 重 信
3 番 松 本 二三子	4 番 加 藤 修
5 番 三 島 尋 子	6 番 江 田 加 代
7 番 山 路 有	8 番 井 藤 稔
9 番 松 田 悦 郎	10 番 橋 井 満 義

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 小 原 義 人 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長 高 森 彰
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 高 田 直 人
建設産業課長 松 嶋 宏 幸 教育長 山 西 敏 夫

午前 9 時 00 分開議

○議長（橋井 満義君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は、10 名です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は議案質疑のとなっております。各議案については、その質疑の要点そして要旨を明確にし、執行部から明確な回答がえられるよう努めていただきたいと思います。それではさっそく会議にはいります。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1 議案第 8 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 1、議案第 8 号日吉津村いじめ問題調査委員会設置条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） 9 番、松田ですけれども、ちょっと 2 点ほど教えていただきたいなと思っておりますが、このいじめ問題の調査委員会設置条例ということで、これは 25 年にここに書いてあるように定めておりますけれども、これがまた今回に条例に出されたというこの理由をちょっとお聞かせ願いたいなということと、それとですね、報酬、費用弁償の関係ですけれども、この金額に対する基準なんていうのはどの辺から出されたのかちょっとお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松田議員の質問にお答えいたします。いじめ防止対策推進法が 25 年 6 月 28 日に交付され、その 3 ヶ月後施行日が 25 年 9 月 28 日となっております。で、その間の対応がどうであって、なぜこの度この条例が出たのかというご質問だと思いますが、この法律が施行されましてまずそれぞれ基本方針を立てなさいということがありまして、市町村は国や県の基本方針を参考にしながら定めなさいということがありました。

国が 25 年 10 月 11 日、県が 26 年 3 月 21 日ということであります。そして、そのいじめ防止対策に関するいろいろな組織とか、調査するための要綱であったりというものを随時定めてきております。必ず設置しなければならない学校の組織は、26 年 4 月 1 日よりしておりますし、教育委

員会の方でそういう組織の基本方針を 26 年の 6 月 1 日に定めてまいりました。

で、この調査委員会というものの構成なんですが、弁護士、医師というものを入れるようにという国の方の方針がありまして、この弁護士、医師をどういう格好で確保するのかということが、近隣の町村で課題となっていました。それぞれの町や村で、それぞれでそういった対象の方をさがすのか、どうやってこの組織を構成するのかということがありました。とはいっても、何かがあった時にはすぐ調査に入らないといけませんので、教育委員会としては、要綱を定めて今まで対応しておりましたが、西部の 7 町村でこういった課題について次長、課長がずっと研究をしてまいりまして、西部のこの 7 町村で医師と弁護士を確保して、7 町村の中で対策協議会、いじめ問題の対策協議会を立ち上げて、そこに担保した医師と弁護士を、それぞれの町村の調査委員会に使用するというような恰好で決めていったらどうかということを、今まで協議していました。

それまでには、先ほども言いましたそれぞれで要綱を定めて調査をするようにということで定めていましたけれども、この度条例できちんと定めるということで今回上程させていただいているものです。で、その 7 町村で医師、弁護士を担保する、鳥取県西部町村いじめ問題対策協議会規約というものをそれぞれの教育委員会で定めて、広域的な扱いなんですけれども、まだ町村会で定めるところまではいきていないなあというところで、それはそれぞれで定めさせていただいております。

ここが年 1 回いじめ問題についてここで協議をするという場を作って、その医師と弁護士をそれぞれの町村で使っていきたいというところまで今整備をしてきたところで、この度の条例提案になっています。この報酬の基準というものがあるかということですが、医師と弁護士に対してこのぐらいでお願いしたいという部分はそれぞれ町村がもってまして、共通で定める、先ほど言いました規約の方については、それぞれが負担金で出すところですので 7 町村で決めましたが、あとそれぞれの町村で報酬を定める場合には、それぞれの非常勤特別職の報酬がまちまちでありますので、それはそれぞれで決めていこうということでこの度のうちの条例につきましては投票所の関係の、うちで今まで定めています報酬額のまあ高い方で選ばせていただいたということで、投票所の投票管理者、選挙管理委員会の委員長、その委員というところの価格を、ある程度参考にさせていただいて決めさせていただきました。国や県がこうなさいというような基準の額はございませんので、それぞれの町村で決めるということです。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。この調査委員会で調査を行われているいろいろな問題があった場合、学校においてそのこれを始めるまでもですけれども、そのいじめ対策防止推進法によりますと 34 条で学校を評価における類似事項というのがあって、早期発見とか再発防止への対策の措置を取りなさいということがありますよね。そういうことについての対策防止に向けての取組みというか、そういうことについても検討がなされたということでしょうかね。すいません。

あと 2 つありますので、それと地方公共団体ではいじめ問題の対策連絡協議会ですか、それを置くことができるということにはなってますけど、これを置かれるのかどうなのかということ。

それとあと一つ、附則で今回先ほどありました報酬改定の改正が出されてるんですけども、なんか今回初めてこういう出し方をみたなと思っておるんですが、ヴィレステの条例の制定をされた時は、独立 1 本で議案の条例改正の提案がされましたね、これとはどういうふうに違ってこういうふうなかたちになったかというのを説明をお願いします。

○議長（橋井 満義君） はい、松尾総務課長。

○教育課長（松尾 達志君） はい、三島議員のご質問にお答えいたします。いじめの防止のための対策等はどうなっているのかということでございますが、ハイパー QU という名称でありますけれども、これでアンケートを取っています。年 2 回子どもたち全児童にアンケートをしています。やる気のあるクラスを作るとか、居心地の良いクラスにするとか、それからふだん日常の行動を振り返るといような三つの構成でのアンケートで、不登校になる可能性の高い児童やいじめ被害を受けている可能性の高い児童、意欲が低下している児童学級崩壊に至る可能性はないか、学級集団の雰囲気はどのような状況か、というようにことが調べられるアンケートなんです。これを年 2 回行って、それを教職員がその内容を見ながら、何か落ち込んでいるような児童がいないか、どうもこの行動について不安定な心情を持っているような子がいないか、というように確認をずっとしてまいっております。24 年に県の補助で 1 回実施をしましたが、25 年以降から毎年 2 回村のお金でやっております。そういったアンケートを取りながら、これはフィードバックしたり、それから教職員がそのことについて日常的にきちんと児童を観察するということが目的でありますので、表面上のデーター収集ではなくて、そういったものを活かしながらやっております。小学校の方ではその防止の基本方針、それから組織は必置になっておりますので、先ほどもお話しをしました 26 年 4 月 1 日から基本方針、それから調査の委員会の組織の立

ち上げを行っております。

で、もう一つのいじめ問題の対策の協議会はどうなのかというお話ですが、西部町村でそのいじめ問題対策の協議会、いわゆる連絡協議会のようなものですね、これを立ち上げるということで、28年4月1日からこの協議会を立ち上げて、負担金方式でやっていくということで、その構成のメンバーは、西部教育局長であったり、関係町村の教育長、地方法務局の米子市局長、児童相談員、関係の所轄をする警察担当、それから小中学校の校長代表、医師、弁護士の専門委員等を集めたもので構成し、行うということにしています。

報酬の提案の仕方が、今回条例に伴っての最後附則で定めているというやり方ということなんですが、これについては、どうでしょうか。こっちで答えていいですか。そちらですか。

えっと、こういうやり方もありまして、いわゆる条例に伴うものを最後の附則で、非常勤特別職の金額を定めさせていただいているという方式でとっています。ヴィレステの時にはたしか、他にも報酬を変えないといけない項目があったように記憶をしていますが、ちょっとこの条例の議案を持ってきていけませんので、たしかそのような恰好でヴィレステと、ほかの非常勤報酬があったのではないかと思います。こういうやり方、この条例に関わる部分だけを他の条例を附則で定めるというやり方もありますので、そういう答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 報酬、この附則に上げられている条例改正のことですけれども、今説明がありましたけれども、ヴィレステの時は、ヴィレステの施設長さんと委員さんがいますね、ヴィレステ審議委員さんというのですかね、その方の報酬が定められています。その改正であったとわたしはみております。今回こういうやり方もあるということでしたけれども、ちょっと、自分で考えてみた時に附則というところで改正をしていくというのが、まあね、これが正規のやり方ということになればそうだろうとは思いますが、やり方もありますとかということではなくて、何かきちんとこういう法的にというのですかね、条例改正ですので、そういうところのどこでこうなっているかということ、知らせていただきたいです。今後もこういうやり方があるんですね、附則でうたうということ。それと附則の中ですけれども、1 は施行するということ、がうたってありまして、その下に条例の一部改正ということが書いてあって、2 としてつぎに一部改正の日吉津村特別職の職員で非常勤のものということがしてありますけれども、2 というのはここにくる、この条例の一部改正という上のカッコしてはいつてるところの部分は、施行するの、1 の中にはいつてしまうということなんでしょうか。題目ということなんでしょうか。ちょ

っとこの点も、条例なんで少しきちんとして把握しておきたいと思いますので、その点お願いをいたします。

それと協議会は、いじめ問題対策の連絡協議会というのは、地方公共団体で設置ができるということだけれども、西部では共同で設置をするということですね。そうしますと、日吉津村で起こったことでも、日吉津の中ではそれまでにさっき言われた中での対策協議会とかいろんなそういうものがあるので、そこで協議をした上で、西部の共同設置のところにもって出るという考え方でよろしいんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） はい、あの報酬の部分も、施行日が 28 年 4 月 1 日からの施行にかかっているということでご理解いただけたらと思いますし、それから単独の町村で重大な事案が起きた時という場合の調査委員会ですので、先ほどありました対策協議会は、西部で出した時に、その時に一つずつそこに上げてそれから、日吉津の問題調査委員会が動くのかというご質問だったと思いますけれども、これは別でして問題対策の協議会は協議会で、7 町村でもっています。重大事案にかかるようなことが起きた時に、その対策協議会は、先ほど言いましたそこで持っている医師と弁護士を、その起きた該当の町村に派遣をするという役目をもっているところで、その調査自体はそれぞれで作成している日吉津でいえば、日吉津村いじめ問題調査委員会が調査をするということです。

ここに至るまでは学校がまず調査をしますので、学校が調査をしました。報告がありました。それに対して重大事案だということになると、いじめ問題の日吉津村のこの調査委員会が動くということです。派遣はしますけれども、そこが一度西部の協議会が調査をして、また日吉津が調査をしてということではありません。そこから担保をしている医師と弁護士を、派遣をするという役割だけです。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） ちょっとわたしの理解があまりよくできませんが、いじめ問題対策連絡協議会というのは、地方公共団体でおくことができるということは、わたしの解釈としては日吉津村でそういう対策協議会をもつというふうに理解をして、ちょっと質問をさせていただきました。で、あの、日吉津村では日吉津の状況でいろいろこの調査委員会で調査をされて、日頃からでしょうけれどもこういうことについて協議をしていくということなのかなというふうに理解をもったわけです。調査委員会というのは、何かが起こった時にそれを開くということです

よね、そういうふうに理解をしていますが、それでよろしいでしょうかね。

その何かがあった時に、ここでいえば村としてもその責任を負うということが法で決まっていますね、国の責務、地方公共団体の責務、教育委員会とか学校を設置している設置者とか保護者とか、ということが法に決まっていますが、その地方公共団体としてどういうことを、そのこの団体としてとっていくことかなどの協議はされるのかなというふうに思ったんですけれども、そのような解釈でよろしいでしょうかね。

それとですね、その報酬のことについてですけれども、この報酬も含めて4月1日の施行とここで読んでいくというふうにおっしゃいましたですね。やっぱり、こういうやり方もあるんでしょうか。

総務課長さん、こういうやり方というのはきちっと説明してほしいんですけれども。

○議長（橋井 満義君） はい、高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） まあ、一般的ではないというふうな見方ができると思いますけれども、これは西部の統一でやっているところなんです、県教委の方から町村会経由で流れてきた準則に基づいて作っております。ここの部分については4月1日からの施行ということで下の部分も読んでいくと、附則の中での4月1日施行ということで、いっしょな扱いだということで読み取るということでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほか、ありませんか。

はい、松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） 3番、松本です。先ほどからみていますとなんか日吉津村の設置条例ですし、児童という言葉が出ていますので、多分日吉津小学校の対象だと思うんですけれども、重大事案が出た時に米子市とか、もともと国から県からという話でしたので、これ多分中学校対象で、米子市さんにもできるものかというところを一点お聞かせ下さい。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松本議員のご質問にお答えします。中学校につきましては、米子・日吉津村中学校組合という格好で設立をしていますので、これは米子・日吉津村中学校組合いじめ防止基本方針ということで、26年4月1日に施行されている基本方針があり、米子市・日吉津村中学校組合いじめ問題検証委員会条例というものが米子市で26年3月31日制定され、26年4月1日から施行をされていますので、中学校はそれに対応するということです。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3 番 松本 二三子君） いろいろな場面で小学校と違って、中学は米子市がいっしょになりますので、その米子市の部分でまあ教育長入っておられると思うんですけども、十分に日吉津村のなんていうんでしょう、状況とかが、その会議とかで伝わるのかなというのがちょっと不安がすごくあるんですけども、その辺はどうなんでしょう。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 調査委員会の中で伝わるかという部分では、学校で調査したものをここは調査を行ったり、それから独自に調査をするという調査機関ですから、その中で該当者であったり、被、いわゆる受けた方、した方、発信した方というこの両者からも当然調査、学校長、学校の中での調査をした調査書等すべてをこの中で調査を行っていきます。

で、いわゆる米子の方にもそういった専門職、それから委員を任命していくわけですが、そこに十分伝わるのかと、日吉津の子の部分で伝わるのかというか、その中学校、学校の中で起きたこと、まあ学校外でもですけども、インターネットなんかもすべていじめですので、いわゆる家庭で、放課後で起きたこともすべてなんです、そういった調査を踏まえてこの調査委員会を行いますので十分伝わると思っておりますし、ここでは関係者に該当するというかなりそこにつながりが強いなという方は中には入れないと、調査委員会の中には入れないという格好になっておりますので、第3者的な目できちんと見ていただけたらと思っています。

以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3 番 松本 二三子君） はい、そういう見解ならそうなんだろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとですね、2 ページの方の 3 番、調査委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによるとあるんですけども、これ委員さん 5 名ですね、この 5 名の過半数でこのいじめ問題で、数字で過半数でとるような議事というのはどういうものを想定されているんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） この中で、いわゆるこの調査委員会は教育委員会の諮問に応じてこのいじめの事実に関することとか、いじめ関係に関することというようなことを詳細に調査をしたその中で、詳細に教育委員会に報告をしなければならないので、その中の内容、文面、この事項についてはどういう格好で報告をするのかということで意見が分れた時に、ここの表現は

どうなんだろうかというようなこと、この部分の事実把握についてはどうかということで報告に関する時に決をとると、その内容についての欠だということでご理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番、井藤です。2 点ほどちょっとお聞きしたいと思います。第 1 点ですが、小学校いじめ問題認知されたのは何かありますかということが 1 点。

それからもう一点は、さきほどから同僚議員もいろいろ質問が出ておるんですけども、このいわゆるそのいじめ問題調査委員会設置条例は法律からいえば、法律の 28 条の関係、28 条を受けた調査委員会だと思うんですけども、この中では重大事態とか、同士の事態の発生の防止というようなことが、その設置目的にうたわれておるわけですが、ここの法律全体を見ますとですね、全 35 条ありますけれども、この 1 条だけでなくてもろもろの防止対策が規定されております。さきほどから同僚議員からもいろいろ出ておるわけですけども、この件についてちょっと全員協議会でお聞きしたら、いろいろ規則等が定められておるんだという回答をいただいとったんですが、さきほどから教育委員会の課長の方から答弁いただいておりますのは、そういうようなことを察して言っていただいとったんだろうかなという気がちょっとするわけですけども、その点どうでしょうか。あの、全体、いじめ防止対策推進法自体が本当にいろいろな予防措置といいますか、防止対策が重点であって、ここのほんの一部だけですよ、この設置、今回の条例のあれは一部だと思うんですけども、むしろその他の対策の方が必要じゃないだろうかということで、実は全協でもお聞きしたわけですけども、たとえばその今課長の方から説明があったような関連の通達になっとるんか規則になっとるんか、ようわかりませんけれども、そのあたりの資料というのは提供いただけますでしょうか。どうでしょうか。

以上 2 点よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） はい、井藤議員のご質問にお答えいたします。日吉津の小学校で、いじめの認知があったのかということですが、これについては毎月、子どもたちの問題行動ということで、いろいろと調査をしたりしているものを、データー化をしています、その中でいじめという、ちょっと、何年が忘れましたが、いじめのこの推進法の関係だったと思いますけれども、いじめの解釈というものがかなり広がっていて、した方、いわゆる発した方はそう感じ

ていなくても、受けた方が嫌だなあと思えばこれはいじめだよということで、解釈が広がっている部分があります。で、日吉津の小学校ではどうかという部分で言うと、からかいであったり、いわゆる重篤ないじめというものは認知はしていませんが、からかいであったりということはありません。では、これは放置しているのかというと、これは放置できませんので、こういった早い段階での対応をするために、子どもたちの状況の確認をしながら、事案としてはこれはいじめだよということで、こういったことは相手が不快に思うことはしてはならないよという、そういった教育的な指導をしながら解消をしています。数としては上がっています。その対応は十分に初期の段階で行うということのために、数の認知をしております。それと条例以外のもので、いわゆるこの条例は、28条1項の規定に基づいたことのみがうたっているのではないかということではありますが、それ以前の防止対策等についてのものにつきましては、日吉津村の小学校いじめ防止基本方針、日吉津村のいじめ防止基本方針ということで、その基本方針を定めている中でいろいろうたっていますので、これを資料としてまた後から提出をさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。

はい、以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） あ、ようはそういう事案があった時に対応するものじゃなくて、いわゆる防止的な観点からということでしたですけれども、これは常設の委員会になりますか、どうですか。あらかじめ指定しておいて、いろいろ日頃から相談が持ちかけれるもんですか。あるいは、そういう事項があった時に設置するというもんになりますか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） ご質問の確認をしたいと思います。この度の条例で設置した調査委員会は常設かというご質問ですか。これはその時に、重大事案が起きた時に、この委員会をその都度招集をしてします。で、防止をするための対策の組織というものは小学校に常設がしてありますので、防止するための組織の中で対応をしていくということです。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 今回のいじめ防止対策推進法、まあ平成 25 年か 6 年、ちょっと今お聞きしとってどっちだったか忘れましたが、まあ、制定になったということなんですけれども、そもそもが、いわゆるどうにかして、いじめ問題防止していこうということで検討された多分法律だと思います。この法律自体を見ると、本当に細かいていいですかね、いろいろこんな

に、1 条が長い法律はあんまりないなと思って見たんですけれども、全 35 条ほどしかないのに、本当に 1 条が長いような法律だなあというふうに見させていただいたんですけれども、これは余語になりますけれども、いわゆるできればいろんなところでいじめ問題、いろんなところで起きるといったら語弊があるかも知れませんが、そういう時こそ、やはり日吉津小学校、日吉津小学校ちゅうか、本村の教育施設における事案発生の時だけじゃなくて、あるいはそういうような活用でもできれば、防止的な観点から、予想、それが他山の石ではないんですけれども、そういうような発生があった時に、そういう点で検討してもらって、それがさらに防止対策に活かせるというものになれば、非常にいいんじゃないかと思いますけれども、そういうような運用は可能なんでしょうか。この点をちょっと、お聞きしておきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） はい、あの、防止という部分でいう対策や対応、組織というものは小学校でも持っていますし、基本方針で定めていますのでその都度の対応なり、防止に対応する活動というものはそれで対応していくということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（7 番 山路 有君） 7 番、山路です。まああの私も今、青少年育成ということに関わっていてまして、今同僚議員の質問いろいろ質疑の中で、まあ、改めて勉強するところなんですけれども、3 条関係で重大事態に対処、重大事態のこの認識というのは今教育課長の方から学校の方から申し出があって、申し出っていうのですか、重大案件があってということが今お話しされたところなんですけれども、全国的に見ると、たとえば半年後にそういうのが、保護者から発覚して問題になってきたとかいう状況が非常に多くあると思ってます。このあたりはどうされるのかなというふうに思っています。それが一点。

2 点目がですね、今あの同僚議員の中からもありましたけども、この調査委員会ですはね、今これも教育課長の答弁であるように、問題が起きた時に調査委員会を設置しますということなんですけれども、この日吉津村の状況なり、あまり普段わからない中で問題が起きて、その調査委員会というのが機能するのかなという素朴な疑問を持ちますけれども、そのあたりはどういうふうに理解されているのでしょうか。この 2 点、お願いします。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） はい、山路議員のご質問にお答えいたします。あの、通常の場合は、

学校にそれを、防止をする対策委員会というのを設置しておりますので、通常の部分ではそれに対応するということでの話を、重ねての話になりますがお話しをしますし、それから学校からの報告が遅れたらどうなるんだというお話しですが、その毎月学校での調査のところ、その部分については報告を受けるようになっています。で、そこでその中に、その事案が引っかからずにといたらどうなるのかと、保護者から出てきた時にどうなのかということですが、そういった部分についても保護者の方からどんどんご相談を受ければと思っています。

で、この度の条例の調査委員会というのは、いじめにより在籍する児童等生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあるというような部分、長期の欠席を余儀なくされている疑いがあると認める時ということですが、その長期の欠席というのは、欠席日数でも学校でもその欠席の理由を把握するようになっております。7日以上長期の欠席はどうか、30日に至るいわゆる不登校についてはどういう理由なのかということでの確認をきちんととっております。そういったところからも、教育委員会の方にはわかりますし、学校でもその長期欠席についての対応ということはするようになっております。

最後の2点目は、問題が起きた時にこの調査委員会だけで対応ができるかというお話しですけども、そのために調査の委員会を、設置をするということでご理解いただけたらと思います。

○議長（橋井 満義君） はい、山路議員。

○議員（7 番 山路 有君） まああの、もともと議案説明でもあったようにね、こういう条例が設けられるというのは全国的に非常に問題になっているからこういう条例が設けられているというふうに、当然理解しているわけですけども、この今一つそのあたり、行政サイドの教育委員会というですかね、一方的な考え方に立った、まあ四角四面というですかね、条例設定でしかないというふうにわたしは理解しています。もう少し、そのあたり、まわりの環境というですかね、調べた中で、もう少し、わたしはこの重大事態ということが判断をするべきでないかなというふうに思っております。

それから2点目の、この問題が起きてからというのは、今ちょっとわたしの質問の仕方が悪かったかも知れませんが、この村の状況を知らずしてこの調査委員会というのが機能するかということを知ったわけですけども、村の状況、つまり日吉津の小学校の状況を知らずして、問題が起きたから調査委員会を即設けますということにしてもですね、この弁護士なり、医師なり、こういう方が果たしてすぐ機能できるのかなというふうに思うんですけども、そのあたりはどうでしょう。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） この委員の構成での弁護士や、それから医師を入れるというのは法律の方は、国の方からいわゆる専門知識のある方を構成の中に入れなさいと、いう指導ですのでそれを入れております。あとはその委員の中には、学識経験者ということでいわゆる日吉津村のことについて十分なご理解をしておられる方を、任命をするというところの構成になっていますし、法律の専門家であったり、いわゆる医師の児童心理であったり、そういった専門性のある方も入っていないと十分な調査ができないのではないかとということでの構成になっていますので当初、医師と弁護士の確保が難しいということでそこら辺の言葉がかなり大きくなったのかも知れませんが、委員構成としてはそういった専門知識のある方を入れなさいということですので、入っていただいてそこら辺で十分機能していただきたいというところですし、これは問題が起きてからするためのだけで、この度言っているのではないかというお話し、受け止め方ではないかと思いますが、すでにその何回も申し上げますけれど、防止基本方針といじめ防止基本方針という中でそこに至るまでの対応を十分しなさいと、十分しますというものを定めているところです。この条例を定めるのが法律からかなり遅れているところですが、その間にも要綱なりなんなりで、何かがあった時には対応できるように今までも整備をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

ほかはないようですので質疑を終わります。

日程第 2 議案第 9 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 2、議案第 9 号日吉津村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 2、3 お聞きしたいと思います。まず、この条例全体の関係です。整備条例全体の関係なんですけど、この条例名をみますと、日吉津村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例ということになって、非常にわかりにくいですね。これあの、以前にもマイナンバー法の関係で出てきたとこういう付け方があったと思うんですが、たとえばですね、行政不服審査法の施行に伴う日吉津村関係条例の整備に関する条例と、というのは日吉津

村というのは続くのは関係条例ですよ。日吉津村の関係条例という、だからそっちの方がわかりやすいじゃないかと思いますが、この条例名の付け方については何か規則的なものがあるのでしょうかということが1点であります。

それから先般これあのこの条例全体を見ますとね、要は行政不服審査法との関係の本当に必要なその改正の部分で、改正になった部分といわゆるその他の理由でなったのがありますよね、改正になった部分とが一括して、なんぼこの条例があるかわかりませんが、八つほどですか。八つだか九つだかあったと思いますけれども、それで先般、以前にもお聞きしたことがあって覚えておるんですが、不備があればそのもし、改正する時にその都度あわせてそれも行っていくんだと、従来からそうやってきているんだというあれありましたけれども、そのあたりはいつごろからそういうようなことで、もう昔からそうなんですか。もし、わかれば、ちょっと教えていただきたい。

それから今度は各条令の個別の関係ですが、情報公開条例がありますよね。公開の所第2条の関係ですけれども、ちょっとこれの関係です。18条の関係です。18条の第1項の第2号の関係になりますが、わかりますでしょうか。

よろしいです。

第18条ありますよね。改正前と改正後が右と左に書いてありますね。この関係なんです、2号の関係です。これ右から左に変わっとるのは内容的にはこれイコールですか。イコールと解釈してよろしいでしょうか。内容的にはというのが1点です。

それから日吉津村の固定資産税の関係ですが、日吉津村固定資産税評価委員会条例の一部改正というのがありますね、第4条の関係があります。これ第4条の関係で、右から左に移ってまして、第4条の2項の1号に居所があらたに加わっていますね、これ加えられた理由というのはなんか支障があつて加えられたんでしょうかという点と、もうひとつ、個別の関係では日吉津村の都市公園条例の一部改正、別表が、別表といいますか許可証なんかの書いてあるのなんです、これについてちょっとお聞きしたいのが、まあ改正前と改正後がそれぞれのページにあつて、右側のページが左側のページに変わりましたよという書き方がしてありますけれども、これはいわゆる異議申し立てが審査請求に変わったということでの改正なんです、要は二つの流れがあつたのが二通りの方法があつた、異議申し立てをしてその次審査請求するというのがあつたのが、いわゆる審査請求するという、異議申し立てがなくなったから審査請求して、さらに再審査請求ができるんだという解釈でいいんでしょうかということをお聞きしたいと思います。

ちょっと、いろいろ質問がわかりにくかったかも知れませんが、よろしくお願ひしたい
と思います。

ごめんなさい。不服申し立てでしたね。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） まずこの条例のタイトルでございますけれども、ずっと従来条例に関
しましては、日吉津村は頭に付けております。で、日吉津村の行政不服審査法でないかというよ
うなイメージがありますが、平成 12 年の地方分権の改革の一括推進法に基づいてこういったよ
うなやり方が始まったというふうに記憶をしておりますが、ご指摘のように先般もマイナンバー
の関係では一括してこういった条例改正さしていただきました。で、そういう中ではやはりここ
では日吉津村の条例だという中で、これがルールだとか決まりだとかということは把握をしてお
りませんけれども、やはり日吉津村の条例だというところで頭に付けてきているんだというふう
に解釈をしております。

つづきまして不備があれば直していくということでございますけれども、やはりこれは当然の
ことでございまして、時代にあったようなものにもならないといけませんし、逐次、親法の改正
があつたりした場合には、これを直していくということになろうかと思います。

それから、18 条の関係でございますけれども、中身については審査請求に変わったという中で、
中身に関しては変わらないということで承知しております。

それから固定の関係で居所でございますけれども、居所というのはその前段で住所というのが
ありますが、住所は、これは住民票でございまして、住民基本台帳に基づく住所を定めていると
ころですが、居所というのについてはですね、まあ住民票はおいてないけれども、現在住んでい
る場所ということになろうかと思います。いろんなパターンがあるかと思いますけれども、そう
いった観点で住所が一定でないって言ったら失礼かも知れないんですが、現に住んでいる所の住
所を、住所番号を書いていただくということになろうかというふうに考えるところでございます。

それから、これまでは異議申し立ての際には、60 日以内ということが決まっておったわけす
けれども、この審査請求に関わって採決をするにはもちろんその不作為なことがあつてはならな
いわけですが、順序だてて審査請求かけていくということになります。こでは 60 日という
ものが守れない可能性も出てくるということも想定しておりまして、まあその先には審査請求の
先には再審査の請求ができるということになっておりますので、こういうような表現の仕方にな
っているということでご理解いただきたいと思います。

えっと、ざっぱな答えになっていますけれども、以上でございます。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員、いいですか。

ほかにありませんか。

ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第 3 議案第 10 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 3、議案第 10 号日吉津村防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 2,3 お聞きしたいと思います。まず 1 点が今回この防災会議条例のいわゆる組織の委員でいいですか、これの人数を減らしていくという内容なんですけれども、防災会議ですね、東日本大震災ありましたね、2011 年の 3 月 11 日にありましたけれどもあれ以降に防災会議は、何回ぐらい開催されましたでしょうかということをちょっとお聞きしたいと思いますし、それからスリム化をするということだったんですが、人数を減らされたというのはこれはその理由は为什么呢。

それから人数を減らすことについては、防災会議に諮ってありますでしょうか。この 3 点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 東日本大震災の後の防災会議については、3 回開いてきたというふう把握しています。それはまあ、災対法なんかに関わって逐次改正する場所がありましたので、それを直してきたということがありますし、そもそもが、ずっと長らく防災計画を直しておりませんでしたので、それを諮らしていただいたということでございます。

それからスリム化につきましてはですね、たとえば 5 項の 2 号あたりについてはですね、鳥取県知事の内部の職員からということで、これまで西部総合事務所の主だった局長さん方にメンバーになっていただいておりますが、こういう中では局長さんというのもやはりご多忙なこともございますし、集約して出ていただくということを考えております。地域振興局、あるいは農林局、県土整備、保健局、保健所長、ここらあたりについてもですね、集約して出ていただきたいというふうに考えております。とくに、福祉保健局長と米子保健所長さんあたりについては同じ

部局の中でもございますので、そういったスリム化をしていきたいというふうに考えております。それから、ただ変えてない部分について、やはり5項の3号あたりは米子警察署長さんですか、まあおひとりの方を指名しているところはあります。

あとはですね、役場の組織の中でもこれまで5名の課長級を入れておりましたけれども、この中も3名としていくということで考えておりますし、5項の7号につきましては公共交通機関でありますとか、電信関係、通信関係、あるいは消防、報道関係の方がおりますけれども、7名としておりましたがこれ若干人としております。ここについてはですね、もうちょっと精査していく部分が、考えていく部分があるかなということを感じております。もしかしたら、もうちょっとライフラインあたりのことを、関係の方に入っていただくのがいいのかということも、考えていきたいというふうに思っておるところでございます。この件につきましてはですね、むしろその県の方から、もうちょっとスリム化してもらえないだろうかという声を聞いておまして、先般の防災会議の中では、若干その辺のお話しをしてきているということでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ちょっとお聞きしてみたいと思いますが、そもそもこの防災会議ね、これ設置しておるのはなんのためだとお考えですか。防災会議。というのはね、この数を減らされる、これは減らすのは簡単なことですよね、向こうの方がそういうことで要望があるんかも知れません。あるんかも知れませんけれど、わたしはむしろそれはたのむから居ってくれというのが、今、防災対策も大変でしょう。だからそういう中であって、減らそうという、どうしてもそういうあれが働いてくるけれども、逆に本当はどんどんこの防災会議なんかの体制を充実していろいろ防災対策について検討いただく何というですか、会議ですよ、これは。ですから、いろんなところからの関係機関によっていただいて、いろいろ意見聞かせてもらってそういう中からきっちり、地域防災計画を組んでいくという、そのために必要なのでむしろ充実していく、そのためにはむしろ増やしていくぐらいの方がいいんじゃないかと思うんで、さきほどどちらの方から出た要望なんかなということも諮りたかったからちょっとお聞きしたわけであるわけですが、これも、これがもし、もしですよ、そういったことはないと思いますけれども、デスク上でそういう意見があるからそれは相手の方も大変でしょうけれど、ただ大半はさっきありましたように局長自体が出て来られるわけでもなんでもないでしょ、そこの担当課長なんかが出て来られるケースもあろうかと思うんですけれども、そういうような中でもたとえだれが出てこようが、出てきていただけようが、やはりそういう中でいろいろ参考意見といいますか、い

ただいてしっかりした地域防災計画を組んでいく、これが一番の目的だと思いますし、それからもう一つは、やはり実際に災害があった時にひごろからそういうことで集まっていたいただいたら、本当にすぐに動いていただけるという本当に大事な部分があるわけですが、で、防災会議があればその後一杯でも飲んでおけばいっしょに、またそれが本当にいい動きにつながっていくということじゃあないかと思うんですけれども、この本当に減らすのは簡単なんですけれども、これ後そういう点では非常に心配が残りますよね。と思うんですが、そのあたりどのように考えてされたんかなという気がありますけれどもどうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） ご指摘のとおりだと思っております。やはり、いざとなった時には組織同志の関係というものは、非常に大切なものでございますので、そういった関係づくりは当然作っていかないといけないと思っておりますが、この防災会議ができたころと今は、だいぶ違ってまいっておるというふうに考えております。

たとえば、普段から各関係機関から防災に関係するような情報は、逐次データでいただくような恰好になっております。たとえば、中電さんなんかもそうですが、逐次いただいて、毎日みたいに入ってまいります。それから災害があった場合には、先般の雪害の時もそうでしたけれども、鳥取県の方からはリエゾンという格好で派遣されます。日吉津村とたとえば鳥取県との間で連絡調整を図っていただく職員が張り付くということになっております。それからもっと河川とかというような恰好になってきますと、日野川の出張所の方から、国交省の方から、やはりリエゾンという格好できていただくようになると、そういった体制づくりができてきたところでございます。組織の中でのそのそれぞれの県なら県、まあ警察なら警察、いろんなところでのネットワークづくりというものができておる中ではですね、今、昔と比べるとそういった中では情報の共有ができて、関係づくりができてきているなというふうに思っております。

が、井藤議員ご指摘のとおりでございます。あの、本当いうとここにも国交省の関係がはいっていないんですね。このあたりも考えていかないといけないと思いますし、先ほど申し上げましたけれども、先般の雪害の際には本当にライフラインというのは大事だなというふうに考えました。水の確保に努めたところですが、電気あるいはガス、そういったところの関係もですね、やはりこの防災会議の中には反映させていくべきだと、今後考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 最後をお願いなんです、やはりパイプが切れますとね、どうしても冷めてきます。そういうことがありますので、それを十分に考えながら必要にところはやはり逆に増やしていくということが必要じゃないかと思いますので、その点を考えながらしっかり運用していただきたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。ここには出ていませんけれども、防災会議条例のことについてですので、質問させていただきます。専門委員というのがございますよね。条例によりますと 4 条に謳ってあるんですけれども、今、東日本以降の会議ということでは、3 回ですか、開催されたということですが、今回防災計画の修正ってなってますけれども、されておりますが、パブリックコメントも終わったようですけれども、それをつくるにあたって専門委員会とかというのを開かれましたでしょうか。そのことをお聞きしたいですが。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） あ、ご指摘のとおり専門委員会というものがあるわけですが、ここできておりません。うちの方でつくった修正案をご提示してですね、それぞれの委員さんにご覧いただいて、ご意見をちょうだいした中で防災会議を開いて、ご指摘いただいたということでございます。

○議長（橋井 満義君） ほか、ありませんか。

はい、山路議員。

○議員（7 番 山路 有君） 7 番、山路です。先ほど来、同僚議員の質問聞いていますと、総務課長の答弁の仕方を聞いていると、減らさなくていいのかなというような答弁に聞こえるわけですが、今、わたしもこの条例の説明を受けた時にですね、次元は違うかも知れませんが、日吉津村消防団としてはですね、人数を増やせ、増やせということで、ここわれわれも頭に入れているところですが、この度は逆に減らしていくということで。

先般 2 月の 6 日にですね、県の防災アドバイザー研修がヴィレステひえづホールで行われましたが、アドバイザー皆様方から、結局今の防災、たとえばバスで避難するひとつとってもですね、これは境港の方からご発言があったんですが、結局、絵で描いたもちでないかと、実質今の道路網の中で避難なんていうのは、それもバスに乗ってですね、とうてい無理だと、だけどそれを 1 台のバスをもって市民を送るような演出をしているという状況で、そこで出た話と

してはですね、こうした防災会議条例、こういう方々の中で逆に少し具体性のある話を進めてい
かないけんでないかという話、この間聞いたばかりですけど、ここでは今度は人数をおえして
いくと、へすこの根拠というのが今聞いていると、まあスリム化ですね、あまり根拠がないよう
に承って聞いておりますけれども、それならせでもいいでないかと、いうふうに聞いております
けれども、このあたりひとつお聞きしたいですけれど。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） とくに県の関係の方については、ちょっと、なかなかむずかしさがご
ざいましてですね、ここは総合事務所という組織の1本の中でですね、限定して指名をさせてい
ただきたいというふうに考えております。が、一方その5項の7号につきましては、各種公共機
関あたり、はやっぱり考えていかんといけんだろうなと思っております。

若干人としたので、ここの中では膨らみを持ちながら、対応をしていきたいというふうに
思っております。水道局あたりはここにはありませんしね、こういったところでは、ライフライ
ンを中心にですね、山路議員ご指摘のとおり、実態にあったものを、ご意見をちょうだいできる
組織から多く出てもらいたいということを考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、山路議員。

○議員（7番 山路 有君） わたしの危惧するのはね、やはり3.11、5年たつわけですね。ゆや
っぱり防災意識が低下しないように、その辺は心がけてやってほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第4 議案第11号

○議長（橋井 満義君） 日程第4、議案第11号日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例につ
いてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 定数条例の改正ということで、いわゆる各部局間の職員定数が代わ
ったということでもあります。全員協議会の中でも、わたしちょっと質問させていただきましたん

ですが、村長部局を 42 名から 45 名、それから議会事務局の職員を 2 人から 1 人、教育委員会の各事務部局の職員を 7 人から 5 人へと、それぞれ理由があろうかと思しますのでまずそれを伺ってみたいと思いますが。

○議長（橋井 満義君） はい、高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） まあ、定数は 52 という中で、実数は今 48 でございます。減らしてきた中で、現在は村長部局 42 名、議会部局 1 名、教育委員会部局 5 名、農業委員会部局これ兼務ですけれども 1 名ということで、実数としてはこういう格好になってきています。この定数については、しばらく変えていなかったところがございますけれども、やはり時代の変遷と申しましようか、その時その時によって整えて行かないといけない職種、あるいは業務というものがございました。下水をやった時は、技師さんがたくさんいたりということがあったかと思っておりますけれども、今は健康福祉関係が膨らんできているというふうに思っております

それとあわせてここにどうやって対応してきたかと申し上げますと、職員を減らしていく中では、OA 化を進めてきて人を減らしながらも、OA で事務の効率化を進めてきたということがあります。この特に教育委員会部局 7 から 5 というところについても、やはりこれは実数でやらせていただいたところ、それから議会の事務局職員についても 1 名、これも実数でやらせていただいたところということで、現在の状況にあった数に改正させていただきたいというものでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） まあ、時代の要請だと、時代の変遷だと、まあ実態にあったということですが、たとえば議会事務局が 2 名から 1 名になっていますよね。職員数ですから、実際には臨職の方といいますか、臨職でなくて非常勤職員の方が 1 人居ていただいておりますので、実質 2 名なんです、席には、地方自治法上はですね、地方自治法上はないんですけれども、いわゆる正規職員で賄ってもらえる定数として 2 があったわけですし、それが 1 でひとつは非常勤職員だということの現状ですね。これも時代の変遷なんですか。わたしの認識で言えば、議会とても忙しくなっていますよね。そういう状況がありますんで、ぜひ 2 名正規職員であてがってもらいたい。だけどいろいろ事情があるでしょうから、そこはそれとして定数はやはりきっちり残しておきたい。職員定数は、正規職員という気持ちが非常に強いわけです。

それともう一つちょっとお聞きしたいのは、地方自治法の 138 条の 3 項と 5 項があります。このあたりをどのように村長は考えておられるかお聞きしたいと思います。ここではいわゆる、議

会事務局の職員はとしていますんで、正規職員ですよ。職員の任免権は議長にあると謳われております。そのあたりはしっかり考えていただいておりますでしょうか。これをまず、お聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 先般の全員協議会の方でご指摘いただいたところで、事前に本来ですと議会の方にお話しして、定数の改正をお願いするのが本意だったかと思いますが、そのあたりをおこたっていたことにつきまして、まずもって、おことわりしたいと、お詫びしたいと思います。

先ほどご指摘いただきました138条の3項と5項ですかね。まず3項につきましては、町村においては書記長を置かないことができることになっている。置かないというのは、書記長の職制を設けないということであって、欠員にしておくことではないから、まあこれ、逐条解説で読み取っておるところでございますけれども、逐条解説には議会事務局の設置条例の提案権は、議会の側に専属しているものと解すると、5項の方には事務局長、これも逐条解説でございますけれども、事務局長、書記長、書記、その他の常勤の職員の定数は、条例で定めることになっている。他の職員とともに1の定数条例の中に提案するか、あるいはここで事務局組織条例というものを定めて、規定するかは、これは任意であるというふうに書いてあるところでございます。

この議会事務局組織条例というものが制定されていればですね、ここはここでの数の整合性をはかっていかないといけないということはあるかと思いますが、そのあたりも踏まえながら了解を得ずにこちらの方で、実数といいながらも1名の減というかたちで提案さしてもらっていることについては、おことわりしたいと思います。この実数というものは、30年前には一時、2名の議会事務局正規職員がおられましたけれども、その以前には、議会の議員さんの数も多かったりということもあったかと思いますが、それからあわせて行革プランなんかが進む中で1割減という中では、ここはずっと1名で置かせてもらってきたという経緯がありまして、まあ、何を言っても弁解になるところではございますけれども、このかたちでお願いしたいということでございます。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） あの、なかなか承服しがたい所ありましてですね、本当に村づくり、自治基本条の中ででもですね、村長も総務課長もなんですけれども、いわゆる議会と行政は車の両輪だということよくいわれます。それをいわゆる無断で、無断でというか、協議もなしに正規

の職員の定数を1人減らして、これが今の流れだからということを言われても、なかなか難しい面があると、なかなか理解できないと、本当に理解していただいとるんだろうかと、本当両輪だと思っただいとるんだろうかという、実はさびしい思いしました。これを見ましてね。

だからもしそれであれば、あらかじめ言っていたいて、しっかりそのあたりは調整していただいてということで、本当に当然のことだと思いますけれども、任免権という言葉が使われておりますけれども、それはもちろん任用ですから、任用、免職ということですから当然採用もいうことになりますよね。いろいろ、組織運用上議会の方で採用試験やるわけなんしということもあって、多分同じ採用試験の中でとっていただいた人をまわしていただいている。これ実態がそうですから、まさにその実態だと思いますけれども、その必要性をやはり、ただ単に、ただ単にいったらおかしい、いろいろお考えになっとるんだろうと思いますけれども、そのあたり任免権が違ふところまで、協議もなしに変えていただくというのはね、何回も言うようですけれども、本当にさびしいなという気がします。

この点について村長、ちょっと、答弁お願いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 定数条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど井藤議員のおっしゃったとおりでございますので、配慮がたらなかったということでもありますので、おことわりを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。あの、ということでおことわりを申し上げます。

○議長（橋井 満義君） ほかに、ありませんか。

はい、三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。この定数条例は現在 52 で、52 が変わっていないということはよかったなと思っていますけれども、ですが実数として 48 ですね。それを考えてみますと、全体的な人数を見て見ますと、非常勤職員さんがたくさんこうね、配置をされているということでして、先ほどお話しがありましたけれども、OA 化で人を減して事務の効率化をはかってということがありましたけれども、OA 化でたしかに事務の効率化になったかということを考えてみますと、決してわたしはそれだけではないと思っています。大変むずかしい事務がたくさん多くなっていると思いますし、この度もマイナンバーとか、いろんな電算化で状況が生まれています。そういう中で責任をもって、仕事をしていく、していただくという中ではやはり職はきちっと安定をさせていかないと、自分が働いている、働くという気持ちにはなれないとい

うことがね、そういうことがあると思うんですね。ですからあと4人ありますけれども、それをぜひ正職さんの方にもって行ってほしいということを思います。行革プランでということがありましたけれども、行革の委員さんには大変申し訳ありませんけれども、中のことをよく御存じだろうかということをおもっています。ですので、もう少しこう職員が働きやすくなるように、事務的に住民へのサービスが滞らないように配慮していただきたいと申し上げたいと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） はい、村長。

○村長（石 操君） 非常にあの条例提案では、先ほど配慮がたらなかった旨をおことわりしたところであります。その気持ちには変わりありません。

ところでそれこそ今年は新年度予算で非常勤の職員さんの、いわゆる報酬職員を前年 32 から 35 にさせていただいております。それはあの、いわゆる仕事の内容が増えていくということと、平成 22 年の行革の国からの指示がありましたし、19 年の 3 月には職員の定員の適正化というのが出されて 1 割削減ということで、平成 13 年に 52 人にして 22 年の 4 月 1 日には 46 人でございました。この流れは合併の先にあるものは何なのかということで、合併をした町村はその次にきたものは人の削減だということで、それがいわゆる行政改革ということで一つの一定の方向で 1 割を削減するというので 52 から 22 年の 4 月 1 日には 46 人にしたところです。こういうことでやってきましたけれども、わが村は平成 18 年に 2820 人の人口でしたけれども、28 年の 1 月 31 日現在では 3492 ですので、まあこの間でも 10 パーセントの人口が延びておると、600 人の人口が増えているということでもあります。そういうことから考えると、行政サービスの質はともかく量が増えているということですので、全国で比較してみるとどんな状態にわが村はあるのかなと考えてみまして、定員管理の調査の全国で総務省がやられる定員管理のデーターがありますので、それを見させていただきましたが、わが村は町村の累計でいきますと 1 の 2 という類型です。その中で広域用部門の職員も含めて 48 ですけども、今の実数であります。27 年の 48 ですけども、町村累計、いわゆる類似団体の比較でいきますと企業会計を抜いて普通会計の職員が 43 という数字が出ております。この類似団体の中で比較すると、単純値で比較すると、他の団体は平均でいくと 76 人だということです。補正をすると修正をかけて補正をしてみると 61 人が出てくるということです。いかにも 43 と比較しますと、18 のマイナスですのでそういう意味では行政サービスの不十分さがあるかもしれませんが、財政運営上はしっかりとその効果が出ておるというふうに僕は思っております。そういうことで、全国の自治体が合併した、し

ないに関わらず平成 16 年の合併のつぎにきたものは人員削減でございましたので、そこにのっとってやってきて今があるということでもありますけれども、この頃では同一労働同一賃金の方向を安倍総理が出されまして、5 月の終わりぐらいまでには一定の方向がまとめあげられるというようなことがいわれておりますので、わが村の中でもその影響といいますか、その国の方向に従って一定の非常勤職員さんに、臨時職員さんに対する対策は求められることになるのかなあと思っております。まったく同一賃金同一労働ということに考えた時には、この給与費の明細書でいきますと職員の一人当たりの金額は 637 万 2,000 円、それから報酬職員が 219 万 1,000 円の平均になりますので、同一賃金同一労働を前提にもってくるとそこもしっかり考えていかなければならないということになりますので、今の三島議員がいわれる非常勤の方の報酬についても、そこで一定の配慮をしていく必要にせまられるということで考えております。

以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第 5 議案第 12 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 5、議案第 12 号日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番、井藤です。非常勤職員の方や臨時的任用職員の任用に関するいわゆる処遇改善図っていただきまして本当にありがとうございました。この点については先般の議会の一般質問でもさしていただきまして、順次改善して今までやってきておるんだということをして、村長の方から答弁をいただいたという気がしておりますけれども、本当にこうしてきっちり対応していただいておりますらうなということで、まずはお礼を申し上げたいとこのように思います。ええことはええなと当然思いますので、お礼を申し上げておきます。

その上でちょっと 2,3 お聞きしたいと思いますが、この第 8 条の 1 項の 10 号の関係ですが、なかなかイメージができませんで 1 年、いわゆる採用期間といいますか、超えた場合にということですね、次の年から、いわゆる 6 カ月の育児休業が入っていくということなんですが、延長ということかなというふうに思いましたけれども、それからもう一つが、13 号で夏季休が 1 日増え

るという解釈でいいんでしょうか。この二つ、まあ改善をはかっていただいたということなんです、夏季休の方は非常にわかりやすいんですが、この育児休業、その任用期間がありますんでこのあたり実際に効力発揮なるんだろうか、どうだろうかちゅう多少心配がありますけれども、このあたりをちょっと、どのように判断しておられるかお聞きできたらと思います。

それからこの処遇改善については、県内特に、とりわけ西部広域などでのいわゆる運用状況はどうなってるんだろうかということについて、まず、お聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） これまあ、引続いて1年雇用されたということですので、1年後ということになるかと思います。特にわかりにくい部分をちょっと付け加えて説明申し上げますと、かつこ書の所1歳に達する日から1歳6ヵ月に達する日までの間において、最小限度必要と認められる期間というのが付け加えられております。これについてはですね、当方で想定しておりますのは、たとえば1年過ぎたけども、保育所入所を希望しているんだけど入れないというような場合、この6ヵ月間くらいはその入所のための手続き等を考慮してですね、あと半年くらいですね。1年と6月ですか、その間は最小限認めようというような内容でございます。

それから夏季休についてはご指摘のとおりでございますし、この条例の適用ですけれども、鳥取県の西部でも、これ人事院勧告に基づいて何年か前に出されとったものでございますが、このあたりについては、国以上のものをやっては国から指摘受ける格好になるんですが、国未満のことでございますので、近隣の町村の状況を見ながら今回上程させていただいたということです。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 先ほど前の質疑でも村長の方からの説明の中にありましたけれども、まあ、全国的には同一労働、同一賃金、という大きな流れができておるのかなあという、まあ、どこまでできるかは別として、あるのかなあという気がします。そういういみで正規職員の方と比べてですね、まだまだ、今後処遇改善されるような必要な部分があるのかどうか、あるいは考えておられるのか、もし、現時点でですね、ご承知できる部分があればなあという気がしております。

それから徴収員の報酬月額が、6万円から6万8,000円に変わった部分がありますけれども、これについても、もし、あれでしたら、どうして6万8,000円かというあたりが、簡単で結構ですでお聞きできたらと思います。

○議長（橋井 満義君） はい、村長。

○村長（石 操君） 国の方向で今、考えられますのはうちの非常勤職員さんの雇用を、地方公務員法というしぼりがありますので、1年の雇用というのが大原則に地方公務員法の中にあります。それをまあ広く解釈して、3年を給料を上げながら、昇給しながら、かけながら3年を限度にしておるということで、これは非常に変則的な方法でありますので、地方公務員法では1年が期限だということを、広く解釈をしてやっておるわけではありますが、この辺がひょっとしたら1年ごとの評価をして、優秀な職員は次につないでいくというようなことになる可能性というのは1つあるのかなあという気がしております。

ただ、待遇面ではどのようなことが出されてくるのかまだわかりません。基本的には、公務員法が変わらんと今の非常勤職員さんの待遇というのは基本的には変わっていかないということで、まああの、いろんな仕事やむずかしい仕事もしていただいておりますし、全国の町村では、正規職員だけでは到底回りきっていないというのも実態でありますので、多少なりとも、この部分が変わってくるのかなあという気がしております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 徴収員さんの報酬につきましてですが、1日に割戻しますと1時間が800円となっていましたので、他の臨時非常勤さんの状況を鑑みながら850円にさせていただいたということでございます。

○議長（橋井 満義君） はい、三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。すみませんちょっと、確認をさせていただきたいのですが、先ほど村長の方から非常勤職員さんですかね。1年ということがありましたけれども、3年ではないですかね。臨時さんは半年であと半年が延期をできる、延期っていいですかできていくとなって、それは1年できっていくということですし、それから非常勤さんは3年でこうしていくということの決まりではないでしょうか。それであと今後、法改正で5年ぐらいなんかであれなるということでは違いますか。

○議長（橋井 満義君） はい、高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 今、三島議員からご指摘いただいた、非常勤職員が1年ということ村長申し上げましたけれども、基本的には1年でございます。1年でまあ、更新の回数は2回までということで3年までは更新ができますよという意味合いでございます。ただし、3年たった場合には1回まあ退職していただくというのがルールでございます。よって、1年を3回まで、3

年間までは更新ができるということでご理解いただきたいと思いますし、5 年につきましてはいまのところ地公法の方には出されておりませんが、民間適用でございます。公務について今後どういうふうになってくるかというのは、見定めていかないといけないというふうに思うところでございます。

○議長（橋井 満義君） はい、三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） また、確認ですけれども、1 年 1 年ということですか、それじゃあそれは辞令というか、それは 1 年 1 年で出されてありますか。で、聞き及びますと 3 年に 1 度のなんていいですか採用試験とかそういうのがあって、変更というか改めて採用のあれがかかっている。その昇給については、1 年 1 年になっているかも知れませんが、1 年 1 年の採用になってますでしょうか。現在です。はい。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 条例に定めておるところでございますけれども、非常勤職員の任用期間は 12 月以内とし、その更新はあらかじめ本人の同意をえて、12 月を超えない期間で更新することができる。とただし、更新の回数は 2 回を超えることはできないということでございますから、三島議員が今ご指摘いただいたとおりのルールでやっているところでございます。すみません、任用期間は 12 月以内ということでございますので、1 年更新だということ辞令を出しているということでございます。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

ほかにはないので、質疑を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は 10 時 55 分より行います。

午前 10 時 42 分 休憩

.....
午前 10 時 55 分 再開

日程第 6 議案第 13 号

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議案質疑を行います。

日程第 6、議案第 13 号日吉津村国民健康保険税条例一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、江田議員。

○議員（6 番 江田 加代君） 6 番、江田です。この中で特定世帯、特定継続世帯、それ以外の世帯ということがありますがけれども、28 年度の件数がどれくらいになるかお聞きしたいところですけれども、75 歳に到達して後期高齢者の方に移行されていく方が、今後は団塊世代が多いので、国保からそちらに行かれる人数が増えると思うんですけれども、今年度については数字を出して、あっ、運協の資料には書いてありましたけれども、前年度に比べたら、あっそうだ、運協の資料にはこれはなかったんだ。もし、28 年度の分がわかれば教えていただきたいのと、もう一点については、7 割、5 割、2 割減免の中で 5 割と 2 割減免の対象者が拡充されております。ですけれども、この特定世帯とか特定継続の方たちは、対象者は増えてますけれども、金額、負担が増えております。そういったことがありますけれども、5 割減免、2 割減免のこの度拡充される人数が把握されておれば教えて下さい。

まああの、本算定以後でなければ正確な数字は出てこないかも知れませんが、もしわかればよろしくお願いします。

はい、清水住民課長。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 江田議員の質問にお答えいたします。特定世帯の人数につきましては、今のところまだ把握できておりませんので、今後、人数の確定は本算定になってからになると思いますし、また、5 割、2 割軽減につきましても同様に、今の時点ではちょっと人数、世帯等の把握できておりませんので、そのようにお答えいたします。

○議長（橋井 満義君） はい、清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 先ほどのお尋ねにつきましてですけれども、あわせて 27 年度の状態については資料がありますのでお答えいたします。特定が 13 世帯で、特定の継続世帯が 8 世帯ということです。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6 番 江田 加代君） 23 年度の実績で 13 世帯と 8 世帯ということでした。それで上記以外の対象者というふうにここにありますけれども、上記以外の対象者というのは、たとえば、後期高齢にひとりの方が移られて 5 年間、それからつぎ 8 年間というふうになっていますけれども、それ以外のたとえば 5 年以上と 8 年以上ですから、2 年とか 3 年とかそういった方がこの上

記以外の対象者数になるのでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 江田議員の質問にお答えいたします。言われますように5年以上と8年までのそれ以外という方になります。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

はい、山路議員。

○議員（7 番 山路 有君） 7 番、山路です。わたしも運協の委員をしております、保険者である村長の、今回この税率変更に対してのご苦勞を非常に厳しいものがあるなど、社会状況もこうした中で、変更することには相当のご苦勞があったなというふうに思っております。ちょっと、状況をお示しした中で少し、今回の税率変更の根拠についてお伺いしたいと思います。

27 年度当初予算歳入歳出が 4 億 1,000 万で、決算見込みが今の現在で 4 億 7,000 万、6,000 万アップ、それから 27 年度当初予算の一般会計繰入、これは税金から繰り入れる分、まあ一般的にいうルール外が当初予算では 2,500 万でしたけれども、決算見込みでは 4,700 万、今こういう状況にありまして、1 人当たりの補助は 3 万円から 6 万円程度になるという、これだけ厳しい状況であると、もちろん被保険者の方はそのために保険に入られるわけですので、それ以上のことはわたしも申し上げませんが、この度の、この度というより以前は、米子市とかがいっきに 30 パーセントアップとかいうのをわたしも頭の中に覚えているところですけども、この度これだけのなんていうのですかね、医療費伸び等を含めた中で税率 5 パーセントアップ、税収が 28 年度がおおよそ 150 万円ぐらいにしか伸びないという、このあたりの 5 パーセントのこの税率アップの根拠というのですか、このあたりまでわたしもこれまでも中であまり聞いてなかったんで、少しこういう会議の中で聞いてみたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 山路議員の質問にお答えいたします。あの、根拠ということで言われますと、医療費の伸びなんかを見た時には一般被保険者の方で 117 パーセントぐらい伸びておりますし、今言われましたようにその他の繰入金につきましても、当初から比べれば 2,000 万以上増える。それから 25 年、26 年度あたりから見ましても非常に伸びておりますけれども、このひとりあたりの調定額につきましては、いっきになかなか、じゃあ何パーセントとかどれぐらいということはお示しできませんので、やはり上げるといっても、近年特に 25 年から 26 年には非常に上がっておった時期もありますけれども、それよりか上げる幅というのはなだらかにとい

うか、そういう考え方で出した率によって、1人当たり調定額の合計でいけば約5パーセント程度上がるということの試算をいたしました。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。先ほどの質問と似かよっていますけれども、5パーセントのアップということを説明の時にも村長も言われました。それがどういうあれからだされたのかなということをお聞きしたいと思っております。それと先ほど出ておりましたけれども、これは新年度予算の方にもかかってくるんですが、150万ほどのアップだということがありましたが、ちょっと、見てみますと補正予算で保険税の額を見ますと6,885万円という額が今回しめされていますね、補正で、それを28年度の当初予算と差引しますと500万の差があります。150万じゃなくて500万アップするということとは違うんでしょうか。そこがちょっとわかりません。教えて下さい。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 三島議員の質問にお答えいたします。あの、150万っていいものは、昨年当初と比較して、当初と当初と比較した時に150万ということで、実績見込みでいきますと、500万程度ということになりますが、それはやはり所得が今時点でまだ今年の所得が決まりません。前の年の所得をもって試算の時点では、税率の計算をしますので、どうしても数字としては、正しい、正しいといいますか近い数字になるにくいということは理解していただきたいと思います。それと5パーセントを出した根拠ということと言われますと、なかなか明確な答えといいますか、こうだからということが言えませんが、他町との税率等も見ておりますけれども、町村によって所得の状況とか試算の状況とかもいろいろありますので、出た結果といたしまして一人当たりの調定額が、昨年に比べて5パーセント程度上がるではないかということでお話しをしております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） たしかに税を出すのは今の確定申告がありますので、それによってなされると思いますね。7月決定してくると思うんですけれども、これ現在補正で出された学というのは、今年度の額ですよ。これよりはもう補正も出なくて増額をすとかということはないと思いますので、約6,900万だと思いますが、昨年のベースを基準にしても7,400万の予算になっています。ここがあがってくるっていいことでしょうか。去年も当初に出された額がそん

なに上がったというところはないですよ。約 7,250 万ですけども、その当初と当初と比べるので、約 150 万の差額ですけども、決算と見て見ると 500 万の差があるということの、そのところがちょっとこう理解ができません。そんなにあげないといけないのかなとか、医療費の方見ていくとそうなるのかもわかりませんけれども、ちょっと答弁とのあれが伝わらないなということと、これあの、わたしもちょっと家でしてみました。昨年と同じ所得だった場合どうなるかという率を出してやってみたんですけども、上がってきます。上がるようになっていますので、それでしてはみたんですけども、これが家族こう 4 人 5 人とあった場合ですよ、これは大変になるなあということを感じてまして、そこら辺も良く検討されての提案だとは思っておりますけれども、その決算の額との関係は再度いいですけども、みてこられなかったということなんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） たしかに決算では金額が違ってくるということですが、今時点で保険税の税率を試算しておりますので、あくまで所得としては前の年の所得を使つての率を計算して見込でいきます。毎年所得というものは変動がありますので、たとえば、譲渡所得の多くあった年の金額を使って税率の資産をしたとすると、実際に今年の所得の確定申告ではそういった譲渡所得のある方が少なかったりということになると、課税対象となる所得額が下がってきますので、率を上げても決算の時には下がるというようなことが出てまいりますので、どうしても 1 年前の金額を使って試算をするので、実際に 28 年度ひょっとして譲渡所得が少なければまた下がるかも知れませんが、今の時点では所得の把握ができませんので、こういったかたちで前の年の所得を使って今年の率を出すというのをしています。そういう作業をして率を出しますので、どうしても影響が出てまいります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 前年はあの土地の譲渡があったということでのことで、ことはそこが見込めないで、所得が減っておるということがあろう。思うほど 5 パーセントの引き上げに総額が思うほど伸びないということは、そういうことだというふうに理解をしております。それから 5 パーセントを、保険税の、保険税率を定めます際に、所得割り、試算割り、均等割り、平等割りなどをして、医療費だけでひとりあたり 6 万 6,849 円の見込みをたてました。まあ、5 パーセント程度だなということでやっていますけれども、実はあの、一般会計からの繰入れがすごい金額になってまして、よその町のひとりあたりの調定額を見た時に、南部町は 4 万 8,000 円、

江府町は3万8,000円、それでそれは一人当たりの調定額でみていますので、所得がいかに低いかと、一人当たりの所得がいかに低いかということの判断はできます。ところがこの今の保険の税率あたりは所得割にしても資産割にしてもそれぞれの率が南部町も江府町も、まあこの西伯郡ほとんどですが、高いということがあります。でも、医療給付費が低いのですので、江府町は多少基金を崩して運営をしていらっしゃるということがありましたけれども、基本的には国保の皆さんからいただいた保険料で運営をしていらっしゃるという実態ですので、引き上げさしていただくというところの一人ひとりの被保険者には厳しさがあると思いますけれども、でも外から見るとある程度のもの、それからこの保険税率からするとやっぱり引き上げざるを得んという感じでおりますので、どこまでお手伝いが、一般会計の方からお手伝いができるのかなというのはあるんですけども、これを判断する時にやっぱりわが村はいわゆる医療を受診する機会はあるということなので受け止めておりますので、これは恵まれておるなあということですけども、一方では保険の税額がこういうことですので、30年を見据えた時には、都道府県化を見据えた時にはこれはかなり厳しいことになると思っておりますので、ご理解をいただきたいな、説明にはなりませんけれども、そういう実態がありますので引き上げさしていただかざるを得んというところですよ。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） あの、お話はよくわかります。医療費はかかっていますし、だんだん増えているということもわかっていますので、しますけれども、予算のじゃあ組み方としてですけども、ごめんなさいあのちょうど出てきたので、このアップとの関わりの中ですが、本年度のね、28年度が前年度の27年度の率でかけてきた場合の保険税がここに上がっているということでしたので、これを先ほど言われた5パーセントだいたいアップになるということがあれば、それは5パーセントぐらい、まあ約ですよ、たしてきたものが今後出て来る可能性があるということ、所得がないから所得がいっしょだからだいたい変わらないので、上がらないだろうという考えということですね。あの、保険税の率は上がるけれども、所得が低いので5パーセントアップしたとはいえども保険税はあがってこないということでしょうか。そうはならないですよ。いくら100万なら100万でもパーセントがあがればそれだけは上がってきますよね。だから上がるとは違うんでしょうかね。わたしの解釈が違いますか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） あの、全体の被保険者の収入金額が落ちるという見込みをたてました。いわ

ゆる譲渡所得が減るという見込みをたてましたので、今回は５パーセントといえども総額では今ありましたように１５０万程度しか保険料は上がらんという見込みを立てたところであります。

○議長（橋井 満義君） ほか、ありませんか。

ほかにないようですので、質疑を終わります。

日程第 7 議案第 14 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 7、議案第 14 号日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番、井藤です。ちょっと教えてください。改正が第 17 条の関係というのですが、なかなかそのわかりにくいといえますかね。あの、処理の流れが変わりましたよね。で、処理の流れと手数料の支払いこの流れがどうなっとるんだろかなという、非常にわかりづらい状態になっているような感じがしますので、ちょっとその点、説明していただければと思います。

○議長（橋井 満義君） はい、清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 井藤議員の質問にお答えいたします。手数料の支払いの流れということですが、改正前のことにつきましては、まず、一般廃棄物の処理手数料につきましては、日吉津村内の村民の方が米子のクリーンセンターに、直接可燃ごみを持ち込みをされる場合のこととして、この場合にはクリーンセンターの受付窓口で、10 キロあたり 195 円の手数料を払って、自宅から持ち込みをされる可燃ごみを、処分してもらうというかたちの手数料の支払いですので、これは米子市長ということ、米子市に払うということですが、改正後につきましては、28 年の 4 月から広域のごみ処理計画によって、今度は日吉津や境や大山がごみを米子のクリーンセンターへ入れるという流れの中で、この今までできておった一般の村民さんが直接、個人さんが米子のクリーンセンターに、ゴミを持って行かれることができなくなりまして、その代替措置としては、役場の方で置き場を造ってそこへ持って来てもらって、ゴミ袋に入れて持って来てもらって、役場の方でまたそういった搬入をするという流れになるんですが、今度改正後につきましては、事業所から出ます家庭系のごみといいますか、産業廃棄物以外のごみにつきましては、今までは、やっぱり米子のクリーンセンターに払っておられたんですけども、今後はこの事業

所が出されます家庭系のごみにつきましても、日吉津村の方で手数料としてもらうという形の流れになりますので、その内容をここで条例改正させてもらうものです。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） なんかもまだちょっと、わからんようですけれども、手数料を村長に払われるんですよね。村長に。そしたら一般廃棄物の収集運搬業者の人、これへは金はどっから入るんですか。ちょっとその部分教えていただきたい。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） はい、すみません。説明が不十分でして、一般廃棄物の収集業者が、事業所から出るごみをクリーンセンターに持って行かれますので、お金の出处は事業所ですけれども、実際に払われるのがこの一般廃棄物の収集業者さんということになります。

重さにつきましては、クリーンセンターの方で計るのは計りますけれども、お金の徴収につきましてはクリーンセンターの窓口ではなくて、今度は日吉津村の方に納めるというかたちになるものです。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） わかりました。またあとゆっくり教えて下さい。

あの、ひとつだけちょっと心配があります。事業委託、事務委託といいますか、事業委託ということになるのかも知れませんが、この以前は、最初は淀江との事務委託になっておって、それからつぎは米子に変わったんで処理場所が、処分場所が米子とのという経緯があって、なかなかわかりづらい部分があったように記憶しておるんですけれども、その事務委託の規約の変更なんかはもう済んでおりますのでしょうか。あるいは必要ないのでしょうか。そのあたりどうですか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 井藤議員の質問にお答えいたします。あの、事務委託につきましては、12月の議会で上げさしてもらっております。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。先ほどの件ですが、一般廃棄物の収集運搬業者というのは、役場から委託をしておる業者の方ということでよろしいでしょうか。それでその人はそこから手数料というか、が、入ってくるから出された人からは、米子市へ払われる分だけの

費用を払えばいいというふうに解釈すればいいのでしょうかね。

それとですね、あと一つですが、役場に設置場所を造ってもらうわけですが、それは指定袋に入れて出すということでしたね。これに入らないものは、全部この業者の人に取ってもらうということをしてないといけないということでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 運搬収集業者とありますが、許可業者でして、日吉津村で許可、村内で収集をされることを認めた業者さんのことを指しておりますし、さっき言われましたようにごみ袋に入らないものというのは、やっぱり日吉津村で許可を出しておる業者さん、ごみの詳細の冊子の方にも掲げておりますけれども、そういった業者さんにたのんでいただくことになります。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（7 番 山路 有君） 7 番、山路です。わたしの聞きたいところ今同僚議員聞かれたんで、ただ、このあたりの議員も今一つ把握するところですので、村民の方の啓発というのは、4 月 1 日から施行されるわけですが、この辺はわたしの知る限りは皆さんまだ徹底されていないでないかなと思いますけれども、このあたりどうされますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 山路議員の質問にお答えいたします。一般の村民さんの周知ということでは 3 月の広報に上げておりますし、今後、防災無線等での周知なり、3 チャンネルなりでそういったことはお知らせをしていくようにしております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7 番 山路 有君） なかなか、わたしもね、理解しにくいところがあるんで、たとえば一般の家庭の方が、のこぎりで切って黄色なナイロン袋に入るようにして、この役場の西側の入れ場所に直接持って来て、それで帰ってもいいわけですか。そのあたりちょっと聞きたいですけれども、簡単なことでえらい、お聞きするわけですが、それでも。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） いつでもということではありませんで、一定の日を定めさせていただきますして、その日の前日までに出示してくださいとかというかたちでの周知をして、持って来てもらうように考えております。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7 番 山路 有君） すみませんね、あのそうすると、簡単なこと、黄色なナイロン袋に入れるんで燃えるごみに出したら、各自治会なりのところにはいけないわけでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） まあ、最終的にはそういうかたちになると思いますけれども、現に今までは何人かの方が実際にクリーンセンターに持っていかれとったこともございますので、それを踏まえて実際にどういったものが多く出とったかまでの把握ができておりませんで、その庭木の剪定をされたものですとか、そういったものについてやっぱり出しにくかったり、袋に入らんかったりということで直接出しておられたようなことが多いのかなと思っておるんですけれども、そういったものにつきましてひと手間よけいに手間がかかる、それで袋に入れて出すのか、それとも許可業者さんに頼んで手いらずに出すのかということになると思います。以上です。

「なんかわかってわからんやなな。意味がないやな気がする。」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） あ、山路議員さんの言われますとおり、自治会の指定日に指定場所へ出していただければ、それで大丈夫でございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） その他の詳細については、また井藤議員、山路議員は担当課の方で確認をしてください。

ほかにありませんか。

ほかにないようですので、質疑を終わります。

日程第 8 議案第 15 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 8、議案第 15 号日吉津村公共下水道使用料等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてについてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番、井藤です。2、3 質問させていただきます。第 1 点が今回でこの特例は何年目になりましたでしょうかということであります。それで将来これ、将来はわからんけれども、続く可能性があるんでしょうかという点、ちょっと、お聞きしたいと思います。それからもし、長くなるようなら、たとえば減額してとの考え方も、もうはっきり変えてしま

てっていうことも言えるんじゃないかなろうかと、そういう考えもあるんじゃないかというふうに思うわけですが、そのあたりはどのように考えておられるか。もし、下げた場合そういうことでいわゆる 10 パーセント減額ということではなくて、はっきりと下げた場合なんか支障があるのでしょうか。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） はい、井藤議員の質問にお答えいたします。まずこの減額につきましては、平成 21 年度から実施しておりまして、本年で 27 年までで 7 年やっております。続きまして、この続く可能性につきましてですけれども、平成 32 年度からは下水道につきまして、まあ企業会計ということの取組みもする方向でありますので、その部分では企業会計の実施につきましては、この使用料の価格というものにつきましては見直しなり、企業会計の中でどういうふうに運営していくかということの中では、検討が必要かと思っておりますし、いずれは適正な価格でやっていかなければならないといふふうに考えております。以上であります。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 三番目の所の部分で、今後は検討はしていかないといけないので、下げるというところの部分については今のところは考えておりません。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 下げたら、なんか支障がありますかというふうに聞いたんですけれども、どうでしょう。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 井藤議員の質問にお答えいたします。平成 32 年度を予定いたしまして、企業会計というところでそういう独立採算性の所の部分では、今一般会計からの繰入れというものもございますので、こういう部分を含めますとやはり、適正な価格というところで、使用料については考えていかないといけないといふふうに考えております。以上であります。

○議長（橋井 満義君） はい、村長。

○村長（石 操君） 下水道会計で今、歳出で公債費 6,600 万いわゆるその下水の整備に関して返しておるということで、まあ 900 トンの新たな処理施設を造った時は、公債費が 1 億ありましたので、大変だったなあというところはあるんですけれども、公債費がありますけれども一般会計からの繰入れが 7,100 万あります。負担金なり使用料でもらっておりますのが 6,500 万ですので、そうした時に一般会計からの繰入れがこの 7,100 万が適当であるかという、これは決して

適当であるという言い方ではありません。いわゆる借入を戻す金に充てていますので、それは適切ではないというところはあると思います。そうはいつてもということで、6,500 万の負担金をもらっておるということです、本来ですと負担金で賄うべきだということがあります。5 年かけて下水道の処理施設の長寿命化をしましたので、これは借入がおそらく 2 億 5,000 万、5 年間で、2 億 5,000 万ばかりの借入が出ておりますので、この公債費が極端に上がることはありませんけれども、極端に下がることもありません。2 億 5,000 万この 5 年間で借入れをしておりますので、ですからできれば特例措置が長くなってますけれども、ここの部分はやっぱり残さしていただいて大きな修繕をとまったりした時に、する時にここの部分はやっぱり手をかけさしていただくと、元に戻さしていただくということの余裕がなければならぬというふうに、以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） あの、もう一点だけちょっと聞かせて下さい。あの、長寿命化計画ということで下水場の処理施設を 2 期に分けて、2 期でしたかね、3 期でしたかね、5 年にかけてされたという状況だったんですけれども、これまだ、今度まもなくまた、なる年がありましたね、何年かぐらいに、これはいつごろだったですかいね。あの、だいたいあれで結構です。

○議長（橋井 満義君） はい、村長。

○村長（石 操君） あの、当初今はもうあの、下水は公共下水一本にしていますけれども、最初集排と公共で 60 年に集排で 600 トン、それから 61 年に公共で 600 トン、1,200 トン作って、平成に入ってからかなり水が急激に上がって、平成 6 年か、8 年ぐらいに新たな施設をつくりましたので、この後の償還では借入れが 10 億まで膨らんだと、あの当時平成 8 年といえども 900 トンのやつに 8 億ぐらい金がかかっていますので、そういうところです。

ただ、1,000 トンになりましたので、1,200 トンの能力しかないんですけども、1,000 トンになってしまったと、下水道の処理施設の処理能力というのはだいたい 7 割で後の 3 割は余裕がなければいけないということで 7 割でいっぱいということと、下水の管でいくとこの貢献に対して半分の水が流れれば満流だという言い方でありますので、管については半分の余裕がなければいけんというところでありますので、1200 トンが 1000 トンまで増えてきましたので、あら、これは大変だということで、900 トンの施設をつくりましたけれども、ある程度余裕ができたということです。で、今は平成 8 年からさっきも申し上げましたけれども、人口が 2 割増えていますけれども、下水の処理量は 1,000 トンで止まっています。人口が 2 割増えたけれども、下水の処理

量は1,000トンで止まっています。それはどうも節水型の機器が相当普及したなということですので、処理場は多少余裕があるというところですけども、そういう状況でこの5年間かけて古い農集と公共をなおしたということです、平成8年ごろの900トンの増築だと思います。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第9 議案第16号

○議長（橋井 満義君） 日程第9、議案第16号平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第9回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います、質疑については歳入歳出一括で行います。

質疑はありませんか。

はい、松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎） 9番、松田です。ちょっとお聞かせ願いたいと思いますが、まず、支出の関係ですが、13ページの特定教育等保育施設負担金、この減額理由についてちょっとお聞きしたいと思います。

それから16ページ、村道古屋敷線の橋梁点検業務委託料ということですが、これはホレコ川の橋のことも含んでおるそうですが、わかりましたらこの工事はいつごろから始まるのかちょっと聞きたいと思います。

それから18ページ、スキー教室講師謝礼ということでの減額についてですが、これはスキー教室の謝礼というのは先生だけではなく児童の把握ができないということで、保護者の方に応援をしていただくというようなことではないかなと思っておりませんが、最近スキー事故が多く発生しておるように報道関係見ておりますが、この責任についてですね、日吉津小学校は保護者と先生は、同じグループでやっておられるのかどうかちょっとその辺を聞きたいなと思います。ほかの地区では、保護者と先生といっしょに指導を行っているというふうに聞いておるんですが、日吉津はどうなのかなとちょっと聞きます。

それからですね、20ページの陶芸作業所の消火器点検手数料6,000円ですが、これちょっと、ちなみに何本分なのかわかればお聞かせください。

それから最後ですけども、返りますが11ページの例のうなばら事業団の関係ですけども、これはどうもこの金額は前年より多少よくなっているということなんですが、これについてちょ

っと7日に全議員説明を受けるわけですが、これから対しての意気込みをですね、ちょっと村長の方からお聞きしたいと思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 松田議員の質問にお答えいたします。特定教育保育施設負担金の1,557万5,000円の減額ということで、これは日吉津保育所並びに小規模保育所2カ所の公定価格を計算をして、施設型給付費、地域型給付費として支払うものでして、これを当初公定価格で計算した後ですね、正式に国の方の公定価格が決まりまして、加算等決定後計算をし直して実際に支払う予定のお金ということで、2,500万を減額しております。この中には入の方にあります保育料の計算も、当初D4という階層で計算をしておりましてけれども、実際には第3子の無償化をしておりますし、それから同時入所の場合半額ということでなっておりますし、その辺の減額も含めると保育料も1,100万ほど減額ということで、それも含めた減額となっております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松島建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 松田議員の質問にお答えいたします。村道古屋敷線橋梁点検業務委託料でありますけれども、これは防災・安全社会整備交付金をいただいてやる事業でありますけれども、当初よりも国の補助金が減額となったため、その部分に対しまして委託料を減額しておりますけれども、ホレコ川橋につきましては平成26年度に点検を行いましてその結果、補修が必要ということで平成27年度に工事のための設計を組んでおりまして、平成28年度に工事をするということで工事費を組んでおりますけれども、工事の時期につきましては川の関係するものでございますので、ホレコ川橋の落水が終わった後、稲刈りが済んだ後、そういう時期に一番水が少ない時期に発注しようというふうに考えております。以上であります。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松田議員のご質問にお答えいたします。スキーの指導の補助ということで出ていただいておりますけれども、保護者のみではなくて、経験のある方、スキーの指導経験のある方等に出でいただいておりますが、班としては教員も補助で何名か出て行きますが、担任ばかりでなくて出ていきますが、この指導していただくところは指導の方で子どもたちを見ていただいているというところです。

あともう一つ、陶芸作業所の点検委託料のご質問だったと思いますが、従前は中央公民館があります時には、中央公民館の点検と同時にしておりました組んでおりましたが、中央公民館取り

壊しの際に、ここの点検の手数料部分が不足しましたので、この度上げさせていただいております。6,000 円そのものでございます。という質問だったでしょうか。

〔「何本分だ。1 本分。」と呼ぶものあり〕

○教育課長（松尾 達志君） 消火器が何本分あるかということですか。

〔「6,000 円っていったら何本分」と呼ぶものあり〕

○教育課長（松尾 達志君） ごめんなさい。本数ですね。えーと、陶芸作業所の消火器、ちょっと本数は後から報告させていただきませんか。以上です。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） うなばら荘の補助金に関しましてお答えいたします。1,800 万円計上させていただいております。今のところ 1,700 万円台で終わるんじゃないかと見込みをもののでございます。まあ今年度につきまして、今まで抑制しておりました賃金ですね、職員に対する賃金をずっと抑制してきておりましたけれども、そうはいっても一時金は、今年ですね、出したところでございます。それが約 400 万円、それから 2 ヶ年分の消費税が今年度払うことになりましたので、それが約 600 万円、年度途中で単純に比較はできませんけれども、現在のところで粗利で申し上げますと、昨年より上回るということを見込んでおります。今年もまあ残念ながら黒字に転換できませんでしたけれども、先般の食中毒の件も含めてですね、職員一丸となって改めて仕切り直しということで頑張ろうということで申し上げておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上。

○議長（橋井 満義君） 石村長。

○村長（石 操君） 松田議員から決意ということでありましたが、決意までは行くのかなあという気がしておりますけれども、27 年度からの指定管理ということで、26 年度でうなばら荘の再築に対しての、9,500 万の年間の借入金が終わったということでもあります。で、それまでは、うなばら荘がこれまで利益出してきたものの積立をだいたい 5,000 万ということでその残りの 4,500 万を構成団体から負担金としていただいて、うなばら荘の借金の返済に充ててきたということです。

で、19 年から指定管理を受けておりますけれども、それは制度改正があつたりしておりますので、法律が変わつたりしておりますので、指定管理受けたということですが、そのころにはもう基金がもうほとんどなくなって、3,000 万くらいになったのかなー。そんで 6,500 万は構成団体から負担金としてもらって借金を返したということでもあります。で、26 年の借金の返済

がすんでじゃあ、うなばら荘をどうするのかということでございまして、あれをまだ解体をしてしまうだけのところまでいたっていないと、まだ利用価値はあるということで、その時は最初は指定管理を 15 パーセントの、売上の 15 パーセントの利用料を払うということでしたけれども、2 年後の 21 年がなんぼだと思いますけれども、16 パーセントで指定管理料を引き受けたということとであります。

ですから、指定管理を受けた時には 3 億近くの、3 億までありませんでしたけれども、2 億 9,000 万ぐらいでなかったかなあというふうに思いますけれども、指定管理料を 16 パーセント、3 億で払いますと 4800 万です。2 億で指定管理料を 16 パーセント払うと 3,200 万になると、到底そのような値段ではできないということで、どの辺で収支をあわせるかということで、10 年このうなばら荘を修繕をしながら使っていくだということだと、まあ 2 億 5,000 万だなあという事務局の概算が出されましたので、10 年間で 2 億 5,000 万の投資をしていくということだと、年間 2,500 万の使用料が入れば、他の町村に構成団体から新たな負担を求めることなくできるのではないかとということで、27 年から 2,500 万の指定管理料を払っていくというそのいわゆる指定管理を受けたわけであります。

いつ、その時点で修繕をするのかなということでありまして、風呂の設備が、温泉は非常にいいよということで、ある医療機関のお医者さんが、皆生より日吉津のうなばら荘に行なさいということも言っていておるお医者さんもあるということです。それらを改めて確認をしながらその辺を売りにしていかなければならないなというふうに思っておりますけれども、指定管理料で、いつ、うなばら荘を大規模改築していくのかということでは、先だっの西部広域の正副管理者会では 28、29 に、29 が基本になりますけれども、1 億 6,000 万ぐらいかければなんとかなるんじゃないかということでございまして、1 億 6,000 万や 2 億ですめば指定管理料は 2,000 万ですむということになりますけれども、そこはまだ議論の対象になってません。2,500 万で、10 年で改築をしようと、10 年分の改築をしようということとありますので、ある意味、3,000 万、4,800 万とか 3,200 万払うということではなしに、そこまで広域の構成団体も応援をしていただいているということとありますので、頑張っていきたいなというふうに思いますけれども、ご案内のように土、日の利用はいっぱいになっておるのが実態であります。

で、やっぱり、収益を悪くしておるのは宿泊の客が減っておるということですので、この部分だというふうに、経営をうまい具合に好転させられないのはこの部分だなあというふうに思っております。宿泊をもっと取らなければならないということでございますが、そういう意味で

は今の足立支配人の知恵で JAF というその車両の修理の連盟がありますけれども、JAF 会員が 1,600 万人あるということのようですけれども、そこにサービスを提供すると、利用の方には 5 パーセント引きをするというような内容で宿泊を取込もうかというような取組みを支配人がされたところであります。

で、これまでいろいろな取組みもしてきましたけれども、なかなか宿泊までつながらないということですし、土、日の慶弔ごとには非常に使っていただいておりますという状況でありますので、改めてその辺の課題を整理しながら進んでいく必要があるかなあということですが、黒字化しないということですが、ある意味、広域行政の構成団体は「石、がんばれ、日吉津ががんばれ」という言い方をしていただいておりますので、まあ負担金がなくなったけん良くなったということがあるのかも知れませんが、それぞれのエリアからお客さんをしっかり送っていただいておりますので、自分ところの施設もそれぞれ持ちながら応援をしていただいておりますので、その期待に応えなければならないし、更にはあの施設は広域行政といえども、広域行政の皆さんがお使いではありますけれども、村民の皆さんもしっかりとお使いをいただいておりますので、あすこの火を消してはならないというふうに考えておりますので精一杯の努力をしたいというふうに思います。ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

はい、景山議員。

○議員（2 番 景山 重信君） 2 番、景山です。15 ページお願いいたします。この負担金補助金のところで、ようするに 200 万という村単独補助金ということで、まあ、38 万 8,000 円△、いつも 200 万ということだったんですけれども、今回は 225 万ということでお願いをしてそういう金額をしてもらったんですけれども、なんでこのお金、余るようなことになるんですか。不思議でわたしなりません。産業課長さんちょっと答弁お願いします。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。村転作団地加算金につきましては、いままで 200 万円でしたものを 225 万円にさしてもらったわけではありますが、結果的に白ネギ・ブロッコリーとかそういうものにつきましたので、作付面積または一般野菜等の面積につきましては、想定よりも作られた方が少なかったためにこの補助金の額が減ったということですので、まあ個人さんに作っていただくのがありがたいんですけれども、その部分でもうちょっと、金額が増えたとかのお知らせとかが少なかったのかも知れませんが、来

年度につきましても、225 万円ですしておりますので、この補助金を使っていただくようにお知らせしていきたいと思っております。

○議員（2 番 景山 重信君） それは事務方のほうの面積把握が正しくないけんそうなるんですよ。わたし、そのことを言いたいわけです。185 万しか使ってないんです。ただ、225 万をオーバーした分については、反当りを減額しなさいといつも言われます。でも、再生協の中でいっぱいいっぱい、その当初お願いしたんで、この金額を消化する格好で増やしていきてもわたしは、悪いことはないと思うんですけれども、今松嶋課長はネギもいろんな部分で、それは面積把握が正しくないけんそういうことになるんで、27 年も当然こういうことで結果がこういう格好になったと思うんですけれども、その辺をもうちょっと考えていただければせっかくありがたいことで、農家の人に減反ということで畑化するというところで、転作作物を作って下さいということでこういう金額をお願いして 25 万もアップしてもらった分ですので、その辺をきちんといい具合に解釈して、いっぱいいっぱい使わせてもらうような、農家の人がありがたいなあてってというような方法をとってもらわんといけんと思うんですけれども、村長さんはいいですので担当課長にちょっとしゃべってもらいたい部分でありますので、お願いします。

もうこれ以上、質問させないようにひとつたのみます。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） まああの、飼料用米とかそういうところに使われる方が多かって、この補助金を使える部分の方がちょっと少なかったということで、これからはもう少ししっかりと面積とか把握して取り組みたいと思います。

○議長（橋井 満義君） はい、景山議員。

○議員（2 番 景山 重信君） ちょっと、納得いかんですけれども、わたしが言いたいのは、せっかく村が減反ということに対して 225 万、しっかり使って元気出してくださいよという解釈だと思うんです。わたしが良い受け取り方しますんで、それいっぱい使ったらいけんわけですか。使うように面積とか把握して確定すれば、面積計算みやすいことですが、ただ、この部分ではいろんなまた中身的にはここではないしですけれども、基本がそうなってほしいんです。ただ、それだけ、村長さんお願いします。終わりますこれで。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） はい、あのもうすでに来年度の作付の、ブロックローテーションといわゆる米以外の生産物を、いわゆる食料受給を高めるための、野菜の供給のための団地が決まってお

りますので、そこで総額を出しておるという段階です。実際に共済の引き受けは、2月ぐらいかいな、2月ですかいね、引き受けは、なんかそれぐらいですね。共済の引き受けは2月ぐらいになって、6月までに確認をするということになりますので、そこから大豆が何ヘク、野菜が何ヘク、産地加算がなんぼというわけでやるわけですがけれども、実績としては再生協議会の中で協議して、ここはこれで行こうというところが達成できないと、で、当初の段階ですので、大豆が何ヘクで何ぼの奨励金ということにしておる。それは作物によって、村の加算金の金額を変えていますよね、変えていますので、じゃあ変えて再配分をするかという議論はこれまでされておられませんので、予算をしっかりと交付をするという方向は言われるとおりですがけれども、途中で面積の作付が多かったもの、すくなかったものにおいて奨励金を蛙変えていくという議論はしてませんので、当初の計画どおりの金額にしておるということですので、結果として余ということになりますけれども、頑張っつつくってほしいなということで、再生協議会の中ではやっぱり計画どおりに作ってほしいなということと、それから生産調整の考え方がこの度の国の政策の変更によってかなり変わってきましたので、いわゆる飼料用米とエサ米に大きくシフトされてきましたので、それは米の生産調整をするという意味では、米を作りながら作業はいつしよな作業ですがけれども、エサ米に回っていくといううちげの、これはおそらく、どこもいつしよだと思いますけれども農業に手をかけないという方向に進んで、気持ちが進んできておりますので、でも、それは国としてはエサ米を増やすという政策の転換がありますので、やむをえんところかなあと思っていますので、その220万とか200万とかあるんですがけれども、今言いましたように途中で奨励金の作物によって奨励金の単価を変えるという議論はされておられませんので、何がいいかは議論をまたしていく必要があるかなあと思っています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 暫時休憩に入ります。

再開は午後1時より引き続き、議案質疑を行います。

休憩に入ります。

午後12時 2分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（橋井 満義君） 再開します。休憩前に引き続き、議案質疑を行います。引き続き議案第

16号、平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算第9回についてを議題といたします。

これから質疑行います。質疑については歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

はい、江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。5点について質問させて下さい。まず、4ページです。4ページの債務負担行為について質問いたします。債務負担行為を予算に定めるということは、どういうことかなということをよく考えてみたんですけども、債務を負うことが目的だということはよくわかっておりますけれども、たとえばこれはどういったことを想定してこうした予算に上げておられるのかということが1点目です。

2点目については、株式等譲渡所得割交付金というのがありますけれども、補正前の額と同額の補正が組んでありますけれども、この説明をお願いします。それと同じページの、午前中にもありましたけれども、保育料のことですけれども、まあ保育料のことについては、予算の説明の時には所得を高く見込みすぎたというような説明でありましたけれども、それだけかなという思いはしておりましたけれども、きょうの同僚議員の質問でよくわかりました。

ただ、あと1点ですけれども、よく新聞報道にもありますし、いつかテレビで放映していたといいますけれども、保育料について年少扶養控除が廃止になって以降、あらたに計算し直しをしている時期があったんですけれども、今それがどうなっているのかなあ。日吉津でも新聞報道ではかなりの額、子どもの数が増えれば増えるほど保育料が高くなる。で、なんていいますか、少子化対策に逆行するような扱いではないかというような新聞での報道もありました。それを日吉津村の保育所ではどういうふうに計算されていますでしょうか。この年少扶養控除についての配慮はされているのかなという点が3点目です。

それから、9ページお願いします。9ページ諸収入、小口融資預託元利収入ですけれども、これも補正前の額に対しての補正額が多いように思います。減額補正が。これは返済状況とか、これが今どのようになっているのかなあというこの状況を教えて下さい。それと、最後ですけれども11ページ目の一般財団法人うなばら福祉事業団補助金についてです。2年間の消費税分というような説明もありました。この消費税ですけれども、これは消費税の納付期限というものが多分あると思うんですけれども、それは毎年納付するものだと思うんですけれども、2年分ということはどういうことかなということと、それと400万円分のこれまで賃金を抑えていたのでやる気を喚起したいというので、一時金を支払ったという説明でした。この400万が何人分で、だいたい

高い人はいくらかだったかというようなことも教えて下さい。

以上の点についてよろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 江田議員の質問にお答えします。さきほどの保育利用者負担金ということで年少扶養控除が廃止になった時に、一応緩和措置ということで年少扶養控除を割り戻して、計算をしておりましたけれども、この第3子無償化等になるということで、年少扶養控除の関係は廃止しておりまして、現在も税の方の計算に基づいて所得割等計算しておりますので、現在は年少扶養控除の緩和はしておりません。以上です。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 債務負担行為についてですけれども、どのようなことを想定してというご質問でした。具体的に申し上げますと、財団が28年度に損失が出た場合に補償していくという内容の負担行為でございます。

それから株式等の譲渡所得の所得割の交付金でございますけれども、まあ、2倍に膨れ上がったということですが、これはあの国税で納めていただいたものが返ってくるということで、具体的にですね、計算式はちょっとわかりませんけれども、単純にその本村の場合には株式等の譲渡所得の方が多かったなので、その配分が増えたというふうに解釈しております。

それから補助金の内訳でございますけれども、ちょっと具体的な数字は持ちあわせておりませんけれども、一時金の一月分をお渡ししております。よって、一番多い方で30万弱だということでご理解いただきたいと思います。それと、消費税の納付につきましてですけれども、これまあ本来ですと年度ごとでございますが、25年度に発足して26年年度で、その後に発生してまいりますので25、6分を27年度に払っているということです。

○議長（橋井 満義君） はい、松嶋建設産業課長。

○建設課長（松嶋 宏幸君） はい、江田議員の質問にお答えいたします。この小口融資預託の分でございますけれども、16ページの方の歳出の方でも同じ額を減らしておりますけれども、小口融資預託金事業といたしまして、まず、前年度以前に変えられた方につきましては、4月1日に銀行並びに信用金庫に預託ということで歳出をいたします。

また、年度の途中で貸し付けを行った場合につきましては、その部分を預託いたしますけれども、当初新規と以前のものをいたしますと450万円のもの、450万9,000円を予算にしておりますけれども、新規に申し込まれる方が少なかったために歳出が少なかったため、その預託する

ものが少なかったため、歳出と3月31日に返ってきますものが入としてはいるわけでありますのでそのものを減額ということで対応しております。以上であります。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 債務負担行為については、説明の意味はわかりました。わたし、たとえばわたしが想像しておりましたのは、たとえばうなばら福祉事業団が借入をされたりした場合、それについてのなんていいますかね、言ってみればこの債務負担行為をここに計上してくるというのは、日吉津村が連帯保証人的な、を、肩代わりをするのかなというふうな印象を受けておりました。そういうような捉え方っていうのは当たってないでしょうか。

○議長（橋井 満義君） はい、高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） それは基本的にできません。直接的な債務についてですね、銀行からの借入れなんかについての保障はできないことになっております。ただし、財団そのものですね、赤字になった場合、損失が出た場合の補てんは許されるということでございますが、銀行とかのそういった借入先への、直接的な債務は地方公共団体としてはできないということになります。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） わかりました。その点についてはわかりました。それで、えっと年少扶養控除の件についてですけれども、これはたしかに第3子が無料化になったということであればそういうこともあっておかしくないかなというふうに理解いたしました。

この消費税というのはたとえば、2年分なんですけれども、納入期限に納めなかったら延滞金とかそういうものが付くんでしょうか。それをお答えいただいて3問目ですので、終わりますけど。

○議長（橋井 満義君） はい、高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 具体的に申しますと、25年度分というのは25年の3月に新しい法人立ち上げておりますので、ほんのわずかの期間でございます。ここについてですね、延滞金そのものはですね、やはり遅れれば滞納取扱いになるんだろうと思っております。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

はい、三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。すみません、少し多くありますので、8点かなんぼくらい、よろしくお願いします。7ページですけれども、収入の部で個人村民税ですけれども、約900万が増額補正されていまして、これの確定がいつかということをお聞きします。それと地

方交付税の消費税の交付金ですけれども、これの交付はいつなされたんでしょうか。交付がありましたでしょうか。

それとページ 11、さきほどありましたうなばら荘のことですが、消費税のことですけれども、2 ヶ年分でいくらでしたかいね、込で 600 万でしたね。払えないときには分割で払っていただけるようにしてもらえと思っています。事業所が 3 月で締めると 5 月までに申告をして、その 5 月のきりきりに申告をすれば 5 月いっぱい納付をしないといけませんので、消費税ですよ。そうすると 26 年分、まあ 25 年はそんなにないと思いますので、26 年が 5 月に支払われたということですね。その分が赤字になったというのがちょっとわからないですけれども、そのその消費税を払えなかったということが、はい、お願いします。

それとですね、13 ページに保育所費がありまして、報酬が 400 万減額、賃金が 200 万減額になっていますけれども、これは職員を雇えなかったではなくて、予定をしておったほどは雇ったけれどもこっだけ出なかったのかどうか、人員が不足しておることはないと思いますので、その点をお願いします。

15 ページですが、農業委員会費で委託料があります。当初 155 万 6,000 円を計上してあって、今回 128 万 9,000 円の減額になっています。これはどういうことかということをお願いいたします。

振興費で委託料、チューリップの栽培、当初 250 万計上してあって減額が 76 万円、これは委託先で受けてもらえなかったのかどうなのか、その所をお願いいたします。16 ページです。土木費の道路維持費で古屋敷線の委託料の減額がなされておりますが、当初 720 万計上してあったと違いますでしょうか。これは大きな減額かなと思っていますが、どういうことだったのかなということをお願いいたします。

19 ページです。社会教育費の総務費で報酬が約 100 万減額になっています。これの説明をお願いします。はぐっていただきまして、20 ページ、工事請負費、中央公民館公民館の解体工事費ですが、当初 2900 万が計上してありました。補正 3 回目で約 450 万が補正されております。その中で今回約 700 万が減額となって出てきております。で、これのことを説明をお願いします。以上です。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 三島議員の質問にお答えいたします。個人村民税の確定の当初はいつかということでございますけれども、当初につきましては 6 月でございます。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 地方消費税交付金でございますけれども、これは国から通知がまいりまして確定するわけですが、国の方から入ったかどうかというのはちょっと確認をしておりますけれども、それが1回だったか2回で精算があったのかということちょっと把握しておりませんが、いずれにしましても、まあ「文書確定だらあが。」と呼ぶものあり] ええ、文書で確定して12月以降にそれぞれの市町村へ確定した金額がまいりますので、それにもなって補正するものでございます。それから消費税につきましては、25年、26年分があるわけですが、これについては申告をして支払わなければならないところですが、25年度分については申告漏れであったということでございます。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 三島議員の質問にお答えいたします。保育所費の職員報酬と賃金ということで、一応看護師1名と保育士1名の採用を求めておりましたけれども、希望がなくて採用ができなかったということと、賃金につきましては臨時保育士ということで、延長保育とか事務の補助ということで求めておりましたけれども、これも採用ができなかったということで減額しております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 三島議員の質問にお答えいたします。まず、農業委員会の委託料でありますけれども、当初、今中間管理事業というものがあまして、農地の情報をインターネットで見ることができますけれども、それに関係いたしまして農地の位置の地図をその中に入れるというものがありますけれども、当初は村単独でしなければならないということになっておりましたけれども、来年度以降、国がステップアップのフェーズ2のものにありますけれども、その時に地図情報も入れることができるということでありまして、そういう地図情報を独自でなくてもよくなりますので、その導入システムの経費が全額しなくてもよくなったということでこの減額であります。

つづきましてチューリップ栽培の委託につきましては、当初は5人と球根を7万5,000球に、導入といわれましたけれども、委託の方につきましては4人で、また球根の導入につきましては単価を減額することができますので、その部分の差額ということでございます。道路工事の方につきましては、国の防災安全社会整備交付金というもので当初720万円というもので予算を考えておりましたけれども、国からその補助金が付かなかったためその部分を減額して委託の方をし

ております。以上であります。

○議長（橋井 満義君） はい、松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 三島議員のご質問にお答えいたします。19 ページの報酬等で 100 万円の減額というところですが、人権教育推進委員報酬ということで説明書きをしています。27 年 3 月に今まで勤めていただいた方が都合により、やめられまして 4 月から新しい方をお迎えしたということではいろいろと人をあたっておりますけれども、なかなかみつからず、10 月から今の人権推進委員に来ていただいております。4 月から 9 月の分の 6 ヶ月間のものですので、その減額をしております。

20 ページの工事費ですが、中央公民館の当初予算をたてた時にこのくらいでいけるかなあというところで設計を発注しました。設計をした結果、建築工事の取り壊し等の単価等の市場の流通単価が高くて金額がたりないということで補正をさせていただきました。その結果をもって設計額で 5 社指名競争入札をした結果この金額で落札がありましたのでその分だけ補正額より多い減額とはなりましたけれども、落札減ということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 再質問させていただきます。個人村民税ですけれども、6 月が確定ということになると、今出してこられるというのはちょっと遅すぎるんじゃないでしょうか。もう少し早く、その財源として出していただいて行政のいろんなところに活用していくというのが筋かなあと思っておりますので、今後はその点を改善していただきたいというふうに思います。それから国からの消費税の交付金ですけれども、これもまた 12 月に通知があればもう少し早くできて来るのかなあと思いますが、その点はいかがでしょうか。

順番にいきますけれども、うなばら荘の消費税の、先ほどは 25 年度の分は申告漏れということがありましたけれども、もともと、消費税というのはさきほども申しましたけれども、会社の決算が終わって、3 月に終われば 5 までに申告をする。5 月までに申告をして、かりに 5 月 31 日に申告をすればその申告をした日で消費税を払うということになっていると思います。ですので、消費税を先延ばしにするということとはできないことだと思います。

いろいろ状況があって、支払いを分割にさしてほしいということがあればそれは税務署とよく話し合って、分割にしてもらうとかどうとかということになっていくと思いますので、その点をきちんとされておかれた方がいいかなというふうに思いました。

保育所の方ですが、先ほど看護師さんが採用できなかったということでしたけれども、ひとり

はおられたんでしょうか看護師が、看護師がいなくてもできた、できるということでしょうか。チューリップは5人が4人になったということです、それと道路ですけれども、これは補助金が国の補助金がつかなかったのでやめたということなんですかね。それはそういうことでいいんでしょうか。この道路修繕というか、維持していくのに直さなくても良い所だったって解釈をしてよろしいでしょうかね。そんなのだったら特段に1,000万近くのコストを組まなくてもいいのではないかと思います。

それと人権については了解をしました。よろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 三島議員の質問にお答えをいたします。いわれるとおりでして、もっと早い時期に額がわかれば、もっと早い時期に補正をして十分財源にあてるということで、今後気をつけたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） はい、高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 地方消費税の交付金につきましては、確定した直近の議会で上程してもらってまして、先ほど12月と申しあげましたけれども、おそらく2月にも間に合わなかった、2月の上程したのちに確定した文書が届いたんだということでございます。それからうなばら荘の消費税分でございますけれども、当初、新規の法人に対しては猶予期間があるというような情報が入ったものですから、それにしがたって翌年度でもいいんだろというように構えておりましたけれども、それがどうも解釈が違っていたということで、結果的には申告漏れというような恰好になったということでございます。当初はやはり猶予があるということで情報を得たことでございます。

○議長（橋井 満義君） はい、高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 三島議員の質問にお答えいたします。看護師ですけれども、嘱託職員が採用できなくて一応2名のパートで対応しているということで、実際には嘱託が必要でありますのでその辺は努力しているところですが、他の保育士も同じでなかなか募集ということで途中での採用が難しいということもあります。今県下でも潜在保育士が4000名いるということでありますけれども、なかなか他町も保育士の採用が難しいということで、県の子育て王国の方にも、局の方にもお願いしていろいろ情報を入れていただきながら対応しているところで、待機児童ゼロということを持続するためにも体制整備が必要ですので、この辺は今後も努力していきたいという具合に思います。

○議長（橋井 満義君） はい、松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 三島議員の質問にお答えいたします。今あの点検の方と、まあまず、道路を点検いたしまして設計して工事というふうになるわけでありましてけれども、これを5年後とにやらずにはならないということになっておりまして、まず、平成26年の繰越で道路の方を全体を見直しました。まだ、この次は橋の点検ということで、橋も順次点検しておりますけれども、26年度にまず、優先、橋梁の長い方から順番に点検をいたしまして、そして27年度はその中で一橋については補修が必要ということでその補修と、また次の残りました橋を点検の方を設計で組んでおりましたけれども、国費が付かなかった部分がありましたので、優先度の高いものから点検をいたしました。そういうことで、また来年度につきましてはこの点検をした結果、補修が必要なものの工事発注、また今年度点検をしたことによつての来年度につきましては、その設計、また残りました点検がまだしてないところの点検ということで、多少年度はずれますけれども、5年間ですべての橋、並びに道路等を設計、点検、補修をしていくということでございます。

振り分け先につきましては、先ほど議員に言いましたが26年度に点検をいたしまして、その結果補修が必要ということで27年度に設計、補修設計をいたしまして、平成28年度にその補修工事を発注ということで予算をあげさせていただいております。

○議長（橋井 満義君） はい、三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 保育所の看護師さんですけども、嘱託さん、まああのどの病院を見ても看護師不足で大変ということは聞いております。ですので、保育所に採用したいといつてもなかなか大変かと思っておりますけれども、嘱託であればよけいむずかしいかなというのはしますが、ひとり正規で採用をしていくということは考えられないでしょうかね。ずっと、今後いる、いないといけない職種というふうに思いますが、その点もう一度検討をいただけないでしょうか。それと、うなばら荘の件についてですが、まあここ、数年あの赤字の補正予算が出されまして、考えますけれども、いろいろ議員からは質問させていただくんですが、このことにつきましては役場の会計ではありませんので、きちんと資料といっしょに提示をしていただくということを要望になるかも知れませんが、これは100パーセント出資をしておるということを考えますと、当然のことかなというふうに思います。その点についていかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） はい、高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） まず、看護師さんですけども、たとえば大きな組織ですと病院を抱

えている町だとかということになると、何かあった時にも異動がかませるということはあると思います。本村のような小さな村ではですね、なかなかそういったところで看護師の採用に踏み切るとするのは、全体の人員管理の中では今のところむずかしさを感じているところでございます。必要ではありますけれども、そこではやはり現状の嘱託あるいは臨時さんにたよらざるを得ないということでご理解いただきたいと思います。

それからうなばら荘の決算でございますけれども、例年決算報告書を提出させていただいておる中で、詳細についての詳しい部分は見えない部分がありますけれども、決算報告書としてださせていただいております。今年度からですね、会計士さんをお願いしてすべての処理を最終的に任せておりますので、ここの中では間違いのない、支出の振り分けの仕方でありましてとか、ということが確実にできているというふうに思っておるところでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（7 番 山路 有君） 7 番、山路です。わたしは 1 点だけ、この 11 ページの今同僚議員からも、うなばら荘の件についていろいろ質問が出た中で、村民の方、団体等の方からもご意見いただいたり、その団体の中に入ってご意見も聞いた経過があります。全国的に見て第 3 セクそれから指定管理でなかなか黒字でえですか、なかなか難しい部分があると思っています。村民のそういう団体の中にですね、いろいろお話を聞くと、赤字でえですか、村が負担、補助する部分については、ある程度の理解をすると、ただ問題がですね、これ理事長である村長の耳に入っているのか、全会も支配人なり総務課長がおられるところでは話を、わたしはしたつもりなんですけれども、全体的なサービスについて、お客さんの対応、この部分をされないと非常に理解できないという声が非常に多いです。あげればいろいろきりがありませんけれども、今の同僚議員の質問の中で期末手当も村長の見解としては多い人で 30 万近くあったということでこれはモチベーションが下がらないようにせないけんというような、話もあったところです。ただ、なかなかこの支配人の見解を聞いた中でもそういうところが改善できないというご意見、聞いてます。村長のそうした雇用の確保とかそういうご心配も聞いております。昨日ですね、江田委員長がゆきんこ村に行ったこの報告をされましたけれども、ゆきんこ村の理事長はですね、地元採用をしないと、つまりそういう部分で縁故とかいろいろ関係してくるので、逆に地元から採用しないで白いところで、もうどんどん言うこと言ってきてやりたいと、ということなんです。どうもそのあたり、

本当に総務課長この間の調査部会の気持ちなんていうのは理事長なり、うなばら荘の職員なりに伝わっているのかなあという素朴な疑問を今感じますけれども、そのあたり、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） はい、高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） この職員の対応の仕方っていいですか、職員のお客様に対するサービスにつきましてはですね、たくさんのご意見やそれからご要望を聞いております。で、まあこのあたりについては、遂次、代表理事にも話をしながら、そして支配人と相談して改善を進めてきたところでございます。以前2年ほど前に抜き打ちでですね、調査をしました。業者さんに頼んで調査をしていただいたということがございました。サービスの接客を含めてですけれども、改善をはかったということでございますけれども、若干その後には良かったかなあというふうな気がしておりますけれども、やはり時間がたつとまたタガが緩んでくるといことはあるのかなと思ってます。で、この接客態度、特に接客態度につきましては支配人の方からも職員に対してきつく指導しているところでございましてですね、ただ、なかなかそれがすぐさま結果に出ていないというところは反省しなければならないというところだと思います。まあ、前回も先般もいろんなご意見ちょうだいしましたので、このあたりについては中でのその人的体制の部分も含めてですね、見直しを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（橋井 満義君） はい、山路議員。

○議員（7 番 山路 有君） まあの、そういうお言葉は前回もいただいたところで、改めて聞くようなところですけども、これですね、いよいよ村民もそういう意見が出だしてですね、なんていうですか、お金よりこういうソフト面が非常にこういうサービス業では重要な部分を占めるんで今一つですね、理事長なり、村長なり、総務課長なり、腹くくってですね、されないとなかなか議員としても村民の手前なにやっとうだいやということではね、理解を深めていくということがむずかしくなってくるというふうには思っています。わたしも、うなばら荘のこうした理解者であると思っているけれども、やはり少しこのあたりの対応の仕方、ソフト面は今後今後でなくともう即、前回も同じこと言ったんだけど、きょうからでもこの辺を改善していくようなね、意気込みがないとこれ村民の理解、得られんようになってきますよ。もし、村長も何か一言あればお願いします。

○議長（橋井 満義君） はい、村長。

○村長（石 操君） ありがとうございます。あの、村民の皆さんの必要性やそして附則して

おる部分も伺っておるところでありますので、今一日も早く即断をせということですので、気持ちは同じであります。それから雇用においては村民を優先するというようなことは、雇用条件の中ではできませんのでそれはしていないということですが、でも、村が債務を保証しておるのでというような安易な気持ちになってはならないということで、改めて徹底をしますし、それからここでふれるかということはあるんですけれども、人の配置の件についても支配人とあげしよう、こげしよう、こげな意見があるということでそこに踏み切らないけんあということでは、きりのいいところというと、4月になるかなあという思いでおるところです。いずれにしても、その声がしっかりその必要性を、今のまんまの職員対応ではいけないということもしっかり届いておりますので、伝えておるつもりではありますけれども、具体的にこげだ、ああだという指示をしていかなとどうも、その時はええだけれども、ちょっと日にちがたってしまうと、そこがぐすんってしまうという大きな欠点を組織としては持つておるのではないかと考えておりますので、改めての取組みにしていきたいと思います。よろしく、お願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） あ、後答弁いりませんけれども、先ほど来相当額をかけてですね、お風呂をなおしたり、内部を改善したりと、まことにええことだと思うんですけれども、やはり、それに勝るこのソフト面のね、やっぱり取り組んでほしいということをこの場で申し述べて終わり隊と思います。ありがとうございます。

○議長（橋井 満義君） ほかにございませんか。

ほかにないようですので、質疑を終わります。

日程第 10 議案第 17 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 10、議案第 17 号平成 27 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。まず、5 ページをお願いします。保険税収入についてですけれども、条例改正の中でもお話しいたしましたけれども、個の調定額についてですがね当初予算の時はなかなか性格な数字出てこないことは承知してますけれども、たとえば、当初予

算の時の一人当たりの調停額がいくらで、そして本算定を過ぎた時で調定額がいくらになって、今直近の2月、この度の補正の、最終的な補正の2月で一人当たり理の調定額というのはかなり金額が変動していると思うんですけれども、そのあたり聞かせていただければお聞かせ下さい。それとつぎの6ページについてですけれども、歳出の方で保険給付費が、かなり補正額があります。増額補正が、わたしも簡単に考えますとたとえば国からの定率国庫負担というのがありますけれども、それらも給付費に併せて増額になるのかなと頭でイメージしてたんですけれども、そこが減額になっております。これはもともとの予算のたて方が多めにたててあったのかなと思うんですけれども、そこを教えて下さい。それと、国保新聞報道などを見ておりますと、運協の時にも少し質問させていただきましたけれども、なかなかいい具合に把握できませんでした。で、国からの財政支援というのが、国保新聞などによりますと、被保険者一人当たり年額約5,000円の財政改善効果が被保険者に還元できるはずのものを地方に配分するというふうになっております。そうしたあたりまた、2割減免とか、5割減免の対象者の拡大もされておりますので、そのあたりの金額が保険基盤安定繰入金あたりに影響してくるのかなとは想像がつくんですけれども、その辺を教えて下さい。以上よろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） はい、清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 江田議員の質問にお答えいたします。一人当たりの、はい、ちょっと27年当初の分をちょっと資料を持ってあがっておりませんで、27年の本算定の時と今の現在の実績見込みの金額でいきますと、本算定の時には医療分につきまして6万3,953円、今実績見込みで6万3,994円でございます。つぎに後期の支援金分ですけれども、当初が2万164円だったものが実績見込みでは1万8,812円でございます。つぎに介護分になりますけれども、当初では2万4,273円だったものが実績見込みでは2万1,372円でございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人） 江田議員の質問にお答えいたします。療養給付費等負担金ということで、これは1月補正で大幅に増を見込んでおりましたけれども、その時は医療費が延びるということで試算しておりました。ただ実績見込みとして実際には伸びてますけれども、総額で考えた時に変更申請を行った結果230万ほど減額ということになっております。前年から見たら伸びておることでもあります。それから先ほどの7割、5割、2割軽減等で2割軽減がここ保険基盤安定の繰入金で500万ぐらいアップしておりますけれども、26年度までは7割、5割軽減の部分であったものが2割軽減の部分も拡充ということではいりました。それと7割、5割、2

割軽減の率が、7割が12パー、5割が6パーだったものが、7割15パー、5割14パー、2割が13%というような軽減率ということで、大幅にこの保険基盤安定繰入金が700万ぐらいから1,200万ぐらいにアップしておりますので、その分が国の方からきているということでご理解いただければという具合に思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、質疑を終わります。

日程第11 議案第18号

○議長（橋井 満義君） 日程第11、議案第18号平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑については歳入歳出一括で行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第12 議案第19号

○議長（橋井 満義君） 日程第12、議案第19号平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑については歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第13 議案第20号 から 日程第16 議案第23号

○議長（橋井 満義君） これから平成28年度当初予算4件を順次議題といたしますが、質疑終了後議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますので、総括的基本的な質疑までに止めていただきますようお願いをいたします。

日程第13、議案第20号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑は歳入歳出それぞれ一括とし歳出から行います。

質疑はありませんか。

景山議員。

○議員（2 番 景山 重信君） 2 番、景山です。28 年度の当初の農業施策の特徴ということで、小規模農家のアスパルなどへの出荷に対しての奨励金制度、それから担い手経営向上事業であると思っています。指針に示されておりますとおり、農業振興で各農家が多様な形態の農業に、農業経営に取組んでいただくことの、わたしは、基本とはちょっとかけ離れていると思っておるところです。

まあ、150 町田畑を自分の健康面を含めて、許される範囲で頑張っておアスパルに出していただく、これもありがたいと思っております。この組合員の方 39 人ほどしかないんですけれども、もっと大きな視野を持って農業振興ということで考えていただきたいと思います。で、30 年にはご存じのとおり農家自身が考え、実行する必要性が、否が応でも向かってきます。

JA の方でもご存じのとおりですけれども、主食用米の受給バランスを保つために転作使用米に力を入れたり、主食用の全量 JA 出荷をお願いしたりしております。やっぱり、考えてみれば農業施策の基本というのは、主食用にあるんじゃないかなあという思いがしてなりません。それが数的にもそうだと思っております。このことを補う意味でも、またローテーションをこれから 30 年からどうなるかわからない中でも含めて、主食用米に村費を拠出ということがまた小規模農家の助けや、励みになるとわたしは思って、アスパルで 50 万の予算措置、これもありがたいと思うんですけれども、わたし基本がちょっと違うんじゃないかなあと思ってなりませんので、そのことの答弁ということでお願いをしたいと思います。

それともう 1 点が、53 ページの農業共済からの派遣職員負担金ということですが、どういう身分で日吉津村の方に来られるのかそのことだけ教えて下さい。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 150 ヘクタールの農地を維持しながら、持続させ発展をさせなければならぬという中で、その 100 ヘクタールの水田があるということですが、やっぱりその農業生産は農耕民族であるので、主食用を生産を柱にすべきではないかということの中で、30 年からは生産者の自主的な考えによって、その主食用米の生産を生産者個人が見込んで作らなければならないという方向になるわけでございまして、米の価格が今 12,000 円ですかね、60 キロ 12,000 円ですかね。

〔「ちょっと、それまでにはならんです。」と呼ぶものあり〕

○村長（石 操君） そこまでいきたくないですね。それで、輸入の菓子用の米あたりに使っておられる、この度も多少 TPP で輸入米の枠が増えましたけれども、今まで 80 万トンだったですが、10 パーセントだったのが多少伸びたということで、90 万トンになりましたので、その具合で済んでよかったなあというところですけども、この菓子あたりの価格は 60 キロで 6,000 円ぐらいでしょうかね、たしかね、市場価格がね。その辺を想定してその米の生産を農家が自主的に判断しなければならないということです。まあ、30 年からということですのでまだ再生協議会の中で議論する時間があると思いますけれども、いわゆるその大型農家でも米だけではやれんと、この辺の大型農家でも米だけではやれんと、裏でネギなどを作ってやっていかんと非常に厳しいなということを言っていっちゃいますので、うちのあたりでは米だけではかなり大規模にやっていっちゃっても、経営的には成り立たんということになると思いますので、この辺も含めて 30 年までの議論する機会がありますので、言われるとおりでありますので、いわゆる小規模農家もですし、それから地域の農業を担われる方にも必要でありますので、それから青年就農も必要でありますので、さまざまな件で内容に応じて農業に関わる検討はする時間はあると思っておりますので、これから景山議員の言われる内容に沿った議論はできるのではないかなというふうに思っております。

それから共済から派遣をいただくということでもあります。それは農業共済事業をやって、国の農業災害補償法という制度の中で農業共済事業が展開をされてきたわけでもありますので、そういう意味では、いうなれば国の政策、制度、保険制度ですので、これがこのごろでは民間に移りそのような感じもありますけれども、でも国の従来は、かつては行政がやっておったことのある共済制度ですので、とくに農家の皆さんとの人間関係がしっかり出来上がっておるというふうに思いますので、農済で 30 年近く培われた人間関係を、わが村の農業でお力添えをいただきたいということで、共済組合の坂本組合長にお願いをしたところでありまして、ご当人は共済組合の中では課長職にあるということでもありますので、わが村ではそれに相当する、うちの職階に相当する中で課長そしてそれ以外に参事という職階がありますので、身分は農業共済の職員がわが村に派遣を受けて来られるということで、うちでの身分は参事で対応を、位置づけをするかなあというところ。以上です。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2 番 景山 重信君） ありがとうございます。それでもう一つ担当課長さん、そんな目で見ないで下さいや、わたしもびっくりしてしまうけん。本当に 50 万の範囲ということでこ

ういう格好でアスパルが、だけ、日吉津店だけたらあか、いろんなことがあるんですけども、そのことはまた、予算審査の時に聞くんですけども、本当に農家の人がこのアスパルで 50 万以下、この方の人数ども把握しておかれるとか、そういう格好でこういう望んでおられるもんだらあかなと思って、ちょっとわたしが考える村の基本指針というのんと、行政の基本指針というのんがもう頭から違っちゃょうような気がしてならんです。今これからずっと、30 年に向けて検討するということです、その分はようわかりました。これから一生懸命やらんといけんですけども、今のその指針の中の基本はこうである、農業振興で何べんも言いますけれども、各農家が多様な形態の農業経営に取り組んでいただくことの基本、これが基本だってあります。その上で担い手に元気出してもらえよという大きな流れですけども、この基本というのんが今判断されたのはアスパルだってって言われる分で、ちょっと中身的にわたしの基本と違ょうような気がしてならんですけども、その辺でもう一つ納得いくようにお願いします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） このたび総合戦略を昨年 9 月に定めたわけでありますけれども、その中で農業支援に関わる部分では、認定農業者を法人も含めて 4 人から 5 人にする。認定新規就農を 3 人から 5 人にするというようなことで目標を定めておるところであります、農業支援ということでは効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手を確保し、農地の集積、集約化を図りながら地域農業を将来にわたって持続可能なものにするということで、具体的には農業の担い手支援、農業の担い手に対し、営農に係る知識、公営機械の確保など必要となる支援をするということであり、これは農業支援に関わる部分であります。それから元気な暮らしづくりというところでは、健康寿命を延伸させるというような大きな見出しがあって、具体的な事業では健康寿命の延伸、小学校の体力向上、それから小さな農支援事業、内容としては遊休農地対策、生きがい対策の面から直売所を利用するなどの、小さな農業を支援する施策だというのが今回の出荷奨励金につながったということで、総合戦略の中で農業者の代表の方から元気に暮らしとしてはこういうことのお手伝いも考えられるのではないかとということで、おまとめをいただいたものを今回予算に、今年度版にしているということです、けっして産業課が勝手にといいますか独断の考えでやったというものではありませんので、総合戦略の推進会議の中で産、官、学、金、労その辺の団体の皆さんにご意見をいただいたものの中で元気な暮らしづくりということで健康寿命も含めて出荷も応援しようということでもありますので、大きな農業の柱の中に小さな農を元気に暮らしづくりで支援をしようというものでありますのでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2 番 景山 重信君） あ、わかるような気がします。ただ、これ悪いつて言ってませんので、わたしは、ありがたいことです。50 万といえどもね。それは小さい小規模な農家の方、一生懸命本当に朝から晩まで草刈しておられます。その間でわずかなことでもネギを作ったりとか、本当にアスパル生きがいにしておられる方もおられますので、これは本当にいいことですが、ただ、もっと、ね、産業課長。ちょっと村内もっと回って見て下さいや。そういう思いの人ばっかしだな。もっと違うと思うですよ。だって、150 町の田畑どげして維持しよかってって考えにもっとなってもらわな。あなたの方が、ちょっと、先進みませんよ。

このアスパルの本当に、39 人おられます 50 万円以下の方は、日吉津店ですかいいね。39 人おられます。ね、その方はありがたいですけども、それでももっと大きな気持ちで 150 町どげする、そのための大規模な人、称される人が中核農家の人が、元気でもっと働かれるように小さい農家の人はそれなりの、小さい農家人いらんじゃあないですよ、元気でやってもらわないけんです。健康のために、そげなやな部分含めたらちょっと考えがわたしは違うと思ってなんです。だけえ、その辺の気持ちは担当の課長はやっぱし村回って見ないけんです。村長、そうじゃないよって言わなあなたがいけん立場です、ねえ。

ということでわたしの変な、ちょっと熱んってしまったですけども、そういう気持ちで産業課長も頑張っしてほしいと思いますね。もう一年元気出しましよいいね。たのんますけんね。よろしくをお願いします。終わります。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） ちょっと、お聞きしたいと思います。きょうは大きな、捉えてということですので、地方公会計の整備の関係でちょっとお聞きしてみたいと思います

先般見ておりましたら、総務庁の自治財政局長名で通達が出ております。統一的基準による地方公会計のマニュアルについてというやなことで、いろいろ出てましてですね。それではたして本村は準備の方だいじょうぶだろうかという気がしましたので、ちょっと聞かしてやっていただきたいと思います。この通達文書を見ますと平成 27、28、29 年の 3 年間で、あるいはちょっとかかるところはあとプラス 2 年して、5 年以内ということはどうも出ておるようなんですけれども、それを見ますとですね、今いろいろ固定資産の、固定資産というか土地なんか村有地の整理をされたり、村有財産をされたりということで、それに向けて準備をされているんだろうなとい

う予算が一般会計の中にも出てきますので、多分そうなんだろうなというふうには理解しておるわけなんですけれども、その中でたとえば、標準的なソフトウェアの無償提供をしているとかです。あるいは特別交付税措置を受けることができるというような書き下しのところがあるんですけれども、そういうような具体的に、もうある程度そういうソフトの部分での対応はしておられるのでしょうか。まず、これちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） まああの、ご指摘のとおり固定資産台帳の整備をやっている真最中でございます。これどこまでどう完璧なものをめざすかっていうのはあるわけなんですけれども、ある程度の金額のもの、ある程度の年数のたったもの、そういったところを拾い上げて作り上げております。まあ、ソフトにつきましてはですね、これはシステムの開発業者との話になるわけでございますけれども、いまのところ着々とそのソフト会社も地方公共団体部門をもっておりますので、そこで専門的な開発を進めていただいているということを伺っております。将来的にはそこに固定資産台帳を載せていってという格好になろうかと思います。特交措置があるかということでございますけれども、今ちょっとその情報、わたくし持っておりませんですね、これについてはもしあるとすればですね、まあ取りに行くということを考えたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） もう少し聞かせていただきたいと思います。あのまあいろいろ今後準備進めて行かれるわけなんですけれども、予定としては3年以内にできそうですか。あるいは5年かかりそうなんでしょうか。そのあたりのアクションプログラムのものがあれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

またあの、議会の事前説明は多分していただけるんでしょう。ある程度どの段階でということがあるかも知れませんが、もし、現段階でということになる範囲内で結構ですので、ちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

また、いつの予算や決算からこれが役にたってくるか、運用されてくるかということもあわせて聞かせていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 現在のところ、29年度からということで進めておるところでございます。まあ、ソフトの開発との進め具合があるわけでございますけれども、予定どおり進んでいる

というふうに掌握しておりますので、議会の方にもですね、操作方法までは必要ないかと思いますが、システムの概要等につきまして、またご指摘のとおり公会計システムということがございますので、考え方がね、いろんな考え方が違ったものの見方が出てまいりますので、そのあたりにつきましても説明をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 29 年度からということであれば、多分平成 20、へたすると今検討しております 28 年度当初にね、という気もするんですけども、これは中に出てますかそのソフトの関係などは、まだ、今回は出てませんか。

「[出てない。]」と呼ぶものあり]

○議員（8 番 井藤 稔君） ああそうですか。そしたら場合によっては 28 年度の今後補正で出る可能性があるということなんでしょうか。ということですか。わかりました。あの、だいたいわかりましたのでよろしくお願いしたいと思います。もし、あれば何か、よろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） まああの、状況を見てということになろうかと思いますけれども、特公の措置があるとかないとかということもあったりしますので、その辺のことも踏まえながら情報がはいれば逐次ご説明申し上げたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。一つ、2 点ほどお願いします。ひとつは 2 億 5,200 万の土地開発公社に関する予算が計上されておまして、これは第 3 セクターのものでこの会計でこう把握をしていくというのは大変むずかしいです。で、きょう住民の皆さんが聞いておられると思いますので、この場所でこういう結果というか、前に進んできたということについての説明をしていただきたいなあというふうに思います。

それとあの、村長が地方創生戦略の中、それと日頃からのことですが健康寿命ということをおっしゃっております。その予算についてですが、それは当初の説明の時でしたでしょうか、今回計上はしていないというふうな話であったように受けましたが、もし今回この一般会計の中に入っておれば、それはどこに入っているかをお願いします。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 2 億 5,200 万につきましては、健全化計画に基づいて買い戻す作業と

ということで予算計上させていただいております。この土地の問題につきましては、関係者のみなさんと毎月一回もペースで協議してまいりました。が、なかなかその、そうはいっても集積したような土地というのは困難な状況にあります。一つ一つですね、提示しながら、協議しながら進めてきておるところでございまして、長く時間がかかっている問題でございますので、早急に解決に向けた取組みを進めていきたいというふうに思います。

ということで、土地の具体的な土地、まあ先方さんとの話の中で解決していかなければこの買戻しの土地もですね、具体的な提示がしていけないということになりますので、このことも含めてあわせてですね、両輪で進めて行くということになりますが、早急に進めていきたいということでご承知おきいただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えします。49 ページの、予算書ですね、49 ページに一番下の方に保険事業費ということで載せております。健康寿命の延伸に向けてということで、28 年度はデータヘルス計画を策定する予定で、県の福祉保健局とか協会健保とかいろいろな方と勉強会をしながら進めていくということで行う予定にしております。ただ、これはソフトと事業ということでお金はかけておりませんけれども、この保険事業の中でそれに付随したような事業ということで、新規事業ということで県の補助金をいただきながら町の保健室事業ということで、ヴィレステひえづそれから自治会に、2 自治会をモデル地区として医師や看護師、学生を使ってですね、講演会をしたり健康的な生活習慣が実践できる場を提供をしたりとか、そういう事業ということで、看護師の賃金、それから健康教育の謝礼等を載せております。

それから健康寿命の延伸ということで研修旅費ということで、職員の視察ということ載せております。

それから新規事業で、高齢期における健康を維持するために歯周病予防ということで、成人期の歯の健診を 40 歳、50 歳、60 歳、70 歳までの方を対象に、新規事業ということで行う予定にしております。これも需用費と委託料の方に載せております。

それからもう一つ、後期高齢者の健康機能向上支援モデル事業ということで、村長の施政方針の方にも載せておりましたけれども、健康の健に口ということで口腔機能の低下を予防するためということで年 1、2 回程度、歯科検診等を実施する予定でして、医師の講演や言語聴覚士の健康教育による普及も含めて行っていくということで予算計上しておりますので、ご理解をいただきたいという具合に思います。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 公有財産の購入のことですけれども、2 億 5,200 万というのは、まあ先方さんのことがありますけれども、土地を買って土地をこう出していくのかそれともお金でこうしていくのか、これの金額の面積というのはだいたいどれくらいかというのがわかりますか。それをお願いをいたします。

それと健康寿命のことについてですけれども、村長さんが日頃こう言われているのを、わたしの聞き方が少しまずかったのかもわかりませんが、3 年で伸ばすってというようなことを言われたように記憶をしまして、ことしから入らなくてそういうあれにできるのかなということを思っています。大変これに取り組んでいくということはいいいことだとは思ってますけれども、少し頑張らないとなかなかこう進まないんじゃないかなということを考えたりはしますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） あ、健康寿命が平均寿命と非常に接近しておる全国の事例で見ても、そんなに 2 年や 3 年でできておりません。長らくの取り組みで達成ができておるということです。多少誤解があるのかなあという思いは、その平成 30 年から国保が都道府県一本化をしますので、その辺の多少受け止め方やわたしの発信の仕方、ことばの不十分さがあるのではないかという気がしております。

といいますのが、30 年の都道府県化の保険料の県の平均的なといいますか、保険料の提示は 28 年の秋ごろにするであろうという予定だったな、でありますので、その時に国のいわゆるあらゆるデーターを使いながら、平均的なものを出すよという言い方ですけれども、うちの所得の高さや、それから被保険者の所得の高さや、それから医療給付費の水準を見ると、県下でその決して平均のところに保険料の設定がされた時に、その平均の辺にうちのが納まるかという、決して納まらないであろうというふうに思っております。高位の多い金の保険料を県からも日吉津村はこれだけの保険料を徴収して下さいと、そして医療費の少ないところはあなたの町はこれくらいですわいということの指示がある予定であります。いわゆるその何て言いますか、県は保険料を徴収するだけの機能みたいなことになりますので、そこはあり方としてはどうなのかなあという思いは、わたしはしてます。

それは都道府県一本化するなら、保健所などという有効施設や職員をもっていっぱやるので、いわゆるその被保険者の健康に関わる部分も大きな役割としてあるのではないかという言い方を

わたしはしていますけれども、それはあんまり期待できんということです、やっぱりその医療に関わられたり、医療にお世話になったりされる機会をなるべく遅くするということでは、年数はかかりますけれども、またそれを繰り返し、繰り返しずっとやっていく必要があると思っておりますので、到底3年ではありませんけれども、言葉が不十分なところがあったかも知れませんが、30年の都道府県一本化の時にはそういう懸念がありますので、懸念というよりそこはかなりの確率の高さでうちは保険料が上がるであろうと推計をしています。推測をしていますので、まあ一日も早く少しでも保険給付費がさがればいいなあという気持ちでのことでありますので、けして3年ではなしに、長らくそして日々繰り返しやっていくことが必要だと思っております。よろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。あつ、もとえ高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 先ほどの土地の件ですが、はっきり面積を掌握しておりませんが、土地でお返しするのか現金でということでの質問だったと思いますが、これまあ四半世紀も前の話で今、なぜ税務署の方は交換だとかということなのかというところで、おそらくその辺が論点になるんじゃないかと思っております。いずれにしても、今お渡しして税金がかからないようにということで、先方の公認会計士さんとそれから相談をしながらやっておるところです。これ、現金で返しますと必ず税金かかりますから、そうじゃなくて、あくまでも土地でお返しするということで今話をすすめているところでございます。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

ほかにないようですので、質疑を終わります。

○議長（橋井 満義君） 日程第14、議案第21号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてを議題といたします。質疑は歳入歳出それぞれ一括とし、歳出から行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） つぎ、歳入について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第15、議案第22号、平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。質疑は歳入歳出それぞれ一括とし、歳出から行います。

質疑はありませんか。

[質疑なし]

つぎ、歳入について質疑ありませんか。

[質疑なし]

質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 16、議案第 23 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑は歳入歳出それぞれ一括とし、歳出から行います。

質疑、ありませんか。

[質疑なし]

つぎに歳入について質疑ありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 22 号及び議案第 23 号については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 22 号および議案第 23 号は議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長に加藤修議員、副委員長に松本二三子議員を指名をしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって予算審査特別委員会の委員長は加藤修議員、副委員長は松本二三子議員に決定をいたしました。

日程第 17 議案第 24 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 17、議案第 24 号鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番、井藤です。ちょっと伺いたいと思います。この案件のにつきましては、先日村長もご出席でしたけれども、南部箕蚊屋広域連合の方でも議会で議決になったところであります。

そこでお尋ねしたいと思います。このいわゆる共同設置規約の中に、鳥取市、境港市、米子市は入っておりません。もし、たとえば南部箕蚊屋広域連合と介護なんかの関係ですね、それであれば同じところに広域連合の取扱いであろうが、日吉津村の取扱いであろうがすべてこの共同設置の機関の方にいくわけですけれども、たとえば米子市ですね、西部広域それから学校組合なんかの関係もあろうかと思えますけれども、そういう場合は米子市でなされるんか、あるいは県のこの共同設置の方に行くんか、このあたりはもう判断しておられますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） ご指摘のとおり、米子市・日吉津村中学校組合あるいは、南部箕蚊屋広域連合、あるいは日吉津村であったものは鳥取県の共同設置の審査会にもってあがります。それから米子市、境港市、鳥取市ですね、この3市は当初から抜けるというという話は聞いておりました。で、件数があるようございまして、毎年ですね、そういった件数、取扱いの件数が、不服申し立ての件数があるようございますので、独自でやっていくんだということで伺っております。よって、それぞれで完結されるということだと思っております。鳥取県の共同設置にはいかないということでございます。

○議長（橋井 満義君） はい、井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） さっき、申しましたように、たとえば学校組合立の関係などはどうなるのでしょうか。米子の方でやられるようになるのでしょうか。あるいは共同設置の鳥取県の方にいくのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） はい、高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 別表の方に載させていただいておるところでございますけれども、米子市・日吉津村中学校組合も共同設置に載っているというところでご理解いただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 7 番、三島です。単純なことをって言うかも知れませんが、これを設置した場合ですね、現在は日吉津村にもしあれば言うてくる、今度は直接この県にするんでしょうか。役場に出して役場でなんか審査かなんかをして、それで県にあげて行かれるというのかどうなのか、そこら辺のところを話をさせていただきますか。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） これ日吉津村にでたものは日吉津村でやらないといけないということでございまして、うちの中でのまずは審査をして、上に持ってあがっていいものかどうかということをもまずここで審査したうえで、共同設置の審査会に持ってあがるという手順になります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（5 番 井藤 稔君） すみません。えらい取ってつけたようなあれで申し訳ありませんけれども、きょうも最初の方で検討しましたゴミの可燃ごみの処理の関係ですけれども、そういうことで米子市と日吉津村と事務契約を結んでやっとなんていうことなんですけれども、この場合もやはりあれですか、米子の方でやられるんでしょうか。あるいは日吉津の方のこととしてとらえて県の方にいくんでしょうか。このあたりどうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○議員（高森 彰君） まあその不服の中身なんかなという気がしておりますけれども、日吉津村でやっている業務についてのことであればそれは日吉津村なのかなと思いますし、あと焼却も含めてクリーンセンターの範疇でということであれば、それは米子市で不服の審査を扱っていただくということになるかと思います。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第 18 議案第 25 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 18、議案第 25 号鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約に関する協議についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

井藤議員。

○議員（5 番 井藤 稔君） たびたびすみません。これあの、これ見ますと日吉津村と鳥取県の

広域連携協約というかたちになっておりますけれども、西部の方の自治体の、日吉津村以外の運用はどのように予定されておりますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） はい、高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） えっと、まあこの共同 ICT の協議会については、加盟はしておられるんですね、ただ、とりあえずさしあたって、28 年度から進めようとしています電子申請システムイントラについては、ここはやっていこうと、うちはできてるからと、うちのシステムはできるからというような所もあるかと思いますが、部門よって乗られるとこと乗られないところがございます。

ちなみに境港市さんは、独自のシステムを持っておられるということを伺っておりまして、今回のこの二つのシステムには乗らないということも聞いておりますし、西伯郡、日野郡あたりでも選択をしておられる部分があるというふうに聞いております。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（5 番 井藤 稔君） あのちょっと確認なんですけれども、この表面ではなくて裏面にありますよね、分野別がありますけれども、この分野によってそれぞれの自治体がいわゆる連携協約を結んでいくということですか。そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） えっと、まあ基本的に取り組み内容、政策分野取り組み内容としておりますけれども、今専門委員会というのを三つ設けておりまして、情報システム共同化専門委員会、まあどういった共同化ができるかということを 28 年度以降も模索していくと、それから情報セキュリティ対策専門委員会、まあそれとは別にそもそものセキュリティ対策についての検討をしていく部門、それから人材育成専門委員会と申しましていわゆる ICT に関してのそれぞれの市町村職員の学習する場といいますか、専門的な知識を身に付ける場を設けていこうということ、この三つを考えております。

で、取り組み内容について、取り組み内容あるいは役割分担というふうにありますけれども、この中で今後今保留になっておりますのが、学校業務システム支援というのがございましてですね、これについてもはたして本当に必要なのか、セキュリティは大丈夫なのかということも保留になっておりますけれども、それぞれ新しい分野のものが出来ればその都度協議して、検討していくということになろうかと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 19 議案第 26 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 19、議案第 26 号鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議についてを議題といたします。

これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

はい、井藤議員。

○議員（5 番 井藤 稔君） 8 番、井藤です。2,3 教えて下さい。これはあの名称変更、一つが名称変更ということなんですけれども、いわゆる就学指導推進協議会から就学支援協議会というようなことなんですけれども、この名称変更の必要性といいますか、まあそもそも古い方にも本村も参加しておったということなんですけれども、このあたりもしわかればお聞きしたいと思えますし、この制度の改正、この改正によってもし変わってくるところがあれば、どういうところが変わってくるのかなという気がいたしますのでそれをお聞きしたいと思いますし、もう一点はこれ全町村参加予定かどうかということも、もしわかりましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（橋井 満義君） はい、松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。どうしてこの就学指導推進から就学支援に言葉を変えていくのかというところなんですけれども、これは国の方の中央教育審議会初等中等教育分科会が報告をしているんですが、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進ということで、そういう報告を出しています。これは、障がい等お持ちのお子さんの就学に関して、いわゆる通常の学校で包括的に抱擁する教育制度を推進していきなさいということです。いわゆる支援学校、養護学校であったり、いろいろあるわけなんですけれども、そういった学校だけではなくて、支援学級というものも普通学校に整備をして、特別に支援が必要なお子さんをそこで勉強ができるように行くと、これはすでに行われているところなんですけれども、その就学に際していろいろとどういった内容、どういったお子さんの状態か、どういった学級に行くのがいいのか、どういった学校に行くのかいいのかということで、そういった就学支援をする委員会というのがあります。これもお医者さんとか専門的な見地をもった方が集まって、このお子さんの実質的に就学先はどうかというところを検討する部分があるんですけれども、今まではこの制度、中央の方で言われるまではですね、その就学指導という言い方で、ここの学校、ここの教室、学級が適当でしょうということて決まったも

のでいくということなのですが、変わってからは保護者の方とそれから本人ですね、その児童生徒の方の十分説明をして、その方の意見が反映もできるようにしなさいというところが大きく変わってきていますが、これはすでに 26 年なりから変わってきています。なぜ今この文言を変えていくのかというのは、そういった国の動向や学校教育法成功例の一部改正等あって、今回 28 年 4 月から障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律というものも施行されますので、この文言をきちんと今すでに行っているやり方なんですけれども、それを整理しましょうということでそれが就学の支援ですと、指導ではなくて支援ですということで支援に変えていくというところです。で、この西部はどうかという部分はねこれは西部の町村会でこの事務局をもっていてまして、これの規約、それぞれの町村が、7 町村ですね、同じように議会に上程して、規約ですのでこれを改正して、県に届け出するということで参加、不参加という部分ではなくて、西部の町村会で取り扱っている事項ですので、ご理解いただきたいと思いますし、教育法の施行令では教育支援という格好でいっています。そういった小学校に上がるまでは、保育所とか幼稚園とかかずっと、そういった保護者と本人との状況なりをずっと相談を受けたり、いろんな学級を見学したり、そういったものを行っていきなさいと国は言っておるんですが、これはすでに日吉津村では行っていますので、この改正のある以前からこういったことは行っています。で、今は言葉をそういった状況に合わせるために今回出したということで、これによって何か変わるかというお話しでしたが、すでに日吉津村ではそういう取りかかりは行っています。行っているという部分ですし、教育支援という部分でいうと西部の町村で構成しているものですので、教育の部分はそれぞれの町村で行うということで、就学という言葉と支援という言葉を残していますので、ちょっと施行令とはくい違いがありますけれども、そこは各町村で十分に行うということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

ほかにはないので、質疑を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。なお、次回の本会議は 3 月 15 日午前 9 時より一般質問を行いますので、議場に各自ご参集願います。

本日はこれをもって散会をいたします。

ご苦勞様でした。

午後 2 時 42 分 散会
